

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する  
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 27 年 10 月 9 日(金) 午後 1 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委 員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 弁 護 士

本 多 教 義

1. 証言を求めるために出頭を求めた証人の氏名

小 泉 文 人 氏

1. 証人の補助者の氏名

高 部 道 彦 氏

1. 証人の補助者補佐人の氏名

原 実 穂 氏

1. 会議に付した事件

(1)証人尋問

ア. 証人の補助者及び補助者補佐人の件

イ. 発言順序の件

ウ. 尋問

(2)証人出頭要求の議決について

(3)証人に通知する「証言を求める事項」について

(4)証人尋問の方法等について

(5)今後の調査について

(6)次回の開催について

## 会 議

午後 1 時 1 分開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

---

○松井 努委員長 本日は、本委員会を支援して下さいます本多教義弁護士に同席をいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、本多弁護士のプロフィールをお手元に配付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

本多先生、どうぞ。

○本多教義弁護士 弁護士の本多でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

○松井 努委員長 それでは、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題とし、調査を進めます。

本日は、9月10日の本委員会で決定したとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、小泉文人氏に対し証人尋問を行います。

---

○松井 努委員長 まず、証人の補助者及び補助者補佐人の件についてであります。

本件については、10月2日に開催した本委員会において了承いただいておりますが、小泉文人氏より、補助者同伴願及び補助者補佐人同伴願がそれぞれ提出されましたので、御報告させていただきます。

---

○松井 努委員長 次に、発言順序の件についてであります。

この件についても、10月2日に開催した本委員会において、東京外郭環状道路特別委員会の例に倣うことが了承されております。ついては、お手元に発言の順序を配付させていただきましたので、御了承願います。

なお、同数会派の発言の順位はくじにより決することとなりますので、5人会派の自由民主党、日本共産党及び無所属の会に3番、4番、5番及び12番、13番、14番の発言順序をそれぞれお決めいただきたいと思います。

越川委員。

○越川雅史副委員長 我が会派は副委員長を輩出していますので、5番目、14番目で結構です。ですので、自由民主党さんと日本共産党さんに先にやっていただきたいと思います。

○松井 努委員長 ただいま申し出がございました。

高坂委員。

○高坂 進委員 我が会派は4番と13番で結構です。

○松井 努委員長 ただいま申し出がございました。

それでは自由民主党さん、それでよろしいですか。

〔はい、結構です〕と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 結果を事務局から報告いたさせます。

○議事課長 念のため、1番から順に御報告いたします。

1番、創生市川さん、2番、公明党さん、3番、自由民主党さん、4番、日本共産党さん、5番、無所属の会さん、6番、創生市川さん、7番、民主・連合・社民さん、8番、公明党さん、9番、創生市川さん、10番、清風会さん、11番、公明党さん、12番、自由民主党さん、13番、日本共産党さん、14番、無所属の会さん、15番、維新の党・花の会さん。

以上のおりとなります。

○松井 努委員長 ただいまの報告のとおり決定いたします。

~~~~~

○松井 努委員長 小泉証人より、質問のメモをとるため筆記用具を御用意いただきたいとの申し出がありますので、委員長において許可することにいたします。

○松井 努委員長 それでは、小泉文人証人に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

〔小泉文人証人、補助者、補助者補佐人 入室〕

午後1時8分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

小泉文人証人におかれましては、お忙しいところ御出席をくださいます、ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。こ

れにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

〔全員起立〕

○松井 努委員長 宣誓書の朗読を願います。

〔小泉文人証人「マイク使うんですか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 じゃ、マイクお願いいたします。

○小泉文人証人 ただいま証人尋問に先立ちまして、当百条委員会の委員長より宣誓を求められましたが、私は今現在、通告された私に対する質問に対して精いっぱいお答えをしていくつもりではございますが、宣誓をする意思はございません。よって、委員長のほうによってお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○松井 努委員長 着席願います。

[全員着席]

○松井 努委員長 小泉文人証人におかれましては、宣誓を拒否するとのことであります。宣誓を拒否することができるのは、先ほど私、委員長が申し上げたとおり、著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときとなっております。つきましては、その理由を具体的に疎明していただきたいと思っております。

小泉証人。

○小泉文人証人 申しわけありません、もう1度お願いいたします。

○松井 努委員長 小泉文人証人におかれましては、宣誓を拒否するとのことであります。宣誓を拒否することができるのは、先ほど私、委員長が申し上げたとおり、著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときとなっております。つきましては、その理由を具体的に疎明していただきたいと思っております。

小泉証人。

○小泉文人証人 宣誓を拒否するに当たって、それらを疎明しなければならないというふうに法律によって規定されておりますので、その疎明理由を書面によって委員長のほうに一部手渡させていただき、私もその書面によって、宣誓拒否の理由を皆様方に御説明させていただきたいと思っております。委員長、よろしいでしょうか。

○松井 努委員長 許可いたします。

[書面提出]

○松井 努委員長 ただいま小泉文人証人のほうから、委員長宛てにその理由書が届きましたので、皆様にも開陳をしたいと思っております。

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会御中

証人

市川市議会議員 小泉文人

私は、平成27年9月25日、市川市議会議長から、平成27年10月9日、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会（以下「貴委員会」という。）に証人として出頭するよう求められ出頭したところ、証人尋問に先立ち、貴委員会の委員長から宣誓を求められましたが、答えられる質問につきましては、精一杯お答えするつもりであります。私は、宣誓を行う意思はありません。

地方自治法100条第2項、民事訴訟法201条第5項、同法198条に基づき、下記のとおり、疎明します。

## 記

皆様ご承知のとおり、市川市における政務活動費にかかる問題は、先般行われた個別外部監査において、多数の問題点が指摘されたにもかかわらず、その指摘事項についての調査はうやむやにされたまま、この委員会で事実解明の核心とされている同種行動を行った現職議員が他に何人も居られる状況下で、個別外部監査において指摘すらされていない私と鈴木前議員に限って調査対象として本百条委員会が設置されました。さらに、本委員会で調査事項とされるのと同じ事項を別途決議で書面回答を事前に徴求するといった経緯並びに質問の中味からして、今回、本委員会で行われようとしている活動は、その真の目的は、一部の主動者の意図を反映した私の政治責任追及のための資料集めを行うことにあると認められ、その運営は、誰の目から見ても不公平で、公正を欠くことは明らかだと思います。

私は、私を調査対象とする本百条委員会が設置されて以降、法律専門家からの助言を受けており、その代理人弁護士から、本委員会に対し、2回にわたり、意見書が提出され、その中で、本百条委員会において私の証人尋問を実施する目的が、市川市の議案調査や事務調査とは一切関わりなく、私の政治責任を追及するための資料探しのみであり、本百条委員会における私への証人尋問自体が法律に定められた百条委員会としての権限を逸脱していると指摘されていることはご承知のとおりと思います。

私が本百条委員会において宣誓を行わない理由は、以上述べたとおりですが、私は、己の不徳の致すところとは思いますが、同僚議員から提出された私に対する質問通告の内容を見て、改めて、同僚議員が、私の政治責任を追及することのみを目的として私の証人尋問を行おうとしていることを思い知らされ、かつ、その内容からして私の名誉を害すべき事項に関するものでありますので、私が宣誓を行わないことは、関係法令（民事訴訟法196条、201条3項）に照らして正当化されるものと考えており、このため、本百条委員会において宣誓を行わない決意を固めた次第であります。

以上

小泉文人証人、発言があるようでしたら発言をしてください。

〔「入っちゃう」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 発言は必要ですか。これだけでよろしいですか。

小泉証人。

○小泉文人証人 今、委員長のほうに朗読をしていただきましたが、以上のことをもって宣誓拒否をさせていただきたいと思います。お取り計らいのほどお願いいたします。

○松井 努委員長 お聞きのとおり、ただいま証人から宣誓を拒否する旨及び拒否する理由の疎明がなされました。この件につきましては記録に残し、その取り扱いが必要により後日協議することといたしたいと思います。

証人は宣誓は拒否されるとのことですが、証言を求める事項については証言する意思はありますか。

小泉文人証人。

○小泉文人証人 申しわけありません、もう1度お願いいたします。

○松井 努委員長 じゃ、後段だけですね。証人は宣誓は拒否されるとのことですが、証言を求める事項については証言する意思はありますか。

○小泉文人証人 通告をされた質問、尋問に関しまして精いっぱいお答えをさせていただくつもりでございます。

○松井 努委員長 お聞きのとおり、証人は宣誓は拒否しますが、証言は行うとのことであります。宣誓をしない場合、証言に虚偽の陳述があつたとしても偽証に問うことはできませんが、なされた証言は有効とされております。本件調査事項の解明を進めるため、引き続き尋問を進めたいと思います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、証人の人権に留意することはもとより、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。

〔「委員長、済みません」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 議事進行ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 私の右手に補助者の方が座っているんですが、ちょっと目が合っただけなのに、何だ、このやろうみたいな、小声で言われまして、ちょっとそういうことは慎んでいただきたいと思いますので、御注意していただけないでしょうか。

○松井 努委員長 ただいま越川副委員長からそのような申し出がありました。が、私は承知しておりませんので、その件につきましては取り上げないということで、ひとつ御了解願いたいと思います。

小泉文人証人。

○小泉文人証人 今の越川副委員長の発言は議事録にぜひ残していただきたいと思います。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 済みません、私の理解ですと、補助者は勝手に証人にアドバイスをできないということで今回ここに入室が認められているはずなんです。が、また、助言を求めるにしても委員長の許可が必要だと思うんですが、補助者が先ほどから証人に対して委員長の許可なく、また、証人から求められることなく言葉を発しているのは、この規則に照らしてどうなのかというふうに思うんですが、御見解を。

〔委員長、発言の許可を求めます〕と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 済みません、補助者の発言する権利はございませんので、そのとおりに了解してください。

〔補助者「お言葉ですが、私に対する直接の、越川議員から私に対して直接、そういう形の誹謗中傷が行われているわけで……」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 23 分 休憩

---

午後 1 時 24 分 開議

○松井 努委員長 再開いたします。

ただいま両者からお話が出ましたけれども、確かに運営規則にのっとりまして補助者の発言は認められておりませんし、また、証人が補助者に相談する場合には委員長の許可が必要であるというふうにもうたってございますので、そのように証人側の証人並びに補助者のほうは御留意をいただきたいと思います。

越川委員におきましては、私が先ほど申し上げたとおり、補助者のほうの発言は私には聞こえておりませんので、一応御了解願いたいと思います。

以上のとおりでございますので、再開いたします。

これより小泉文人証人から証言を求めます。

最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは小泉文人氏ですか。証人、御返答願います。

○小泉文人証人 はい、そのとおりです。

○松井 努委員長 続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

小泉証人。

○小泉文人証人 はい、そのとおりです。

○松井 努委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した共通事項について何点かお聞きをいたします。

~~~~~

○松井 努委員長 まず最初に、平成24年度に実施したとされるアンケート調査についてであります。

(1)平成24年5月、12月、平成25年2月及び3月に実施したとされるアンケートについて、それぞれ、切手を誰が、いつ、どのように張ったのかお答え願いたいと思います。

小泉証人。

○小泉文人証人 まず、委員長のほうにお願いがあります。本百条委員会においては、民訴法の規則115条が適用されていると思いますので、質問、尋問については個別具体的に1つずつ分けていただけると非常に答えやすいです。今のままだと、平成24年、25年とわたって、しかも4つのアンケートになっていて、その中でさらに質問を求められておりますので、できれば各アンケートでどれについて、どれについてというふうに個別にいただけると、私のほうもお話ししやすいかと思います。お取り計らいのほどお願いいたします。

○松井 努委員長 はい、わかりました。承知しました。それでは、そのとおりいたしたいと思います。

まず最初に、平成24年5月に実施したとされるアンケートについて、それぞれ切手は、誰が、いつ、どのように張ったのかお答え願いたいと思います。

小泉証人。

○小泉文人証人 まず、平成24年5月に実施されたアンケートということでござ

います。

まず、誰がという御質問については、私と妻が、2人が中心となって、自宅のリビングや客間等で夕御飯を食べ終わった後等、談笑し、テレビをつけながら切手を張った記憶がございます。その間、切手を張っている期間に、私の家には友人、知人等も来ていただきますし、後援会のメンバーの方も時折来てくださいますので、来ていただいた方にお手伝いをしていただいたというような記憶がございます。

○松井 努委員長 次に、同じく12月についてはどのような形でございましょうか。

小泉証人。

平成24年12月についてはいかがでしょうか。

○小泉文人証人 平成24年12月についても、先ほどお答えしたとおりになるかと思いますが、誰がということについては、先ほどお答えをしたとおりでございます。私と私の妻が、2人が中心となって、自宅において切手を張ったと記憶をしています。もちろん繰り返しになりますが、その間、私の家を訪ねてくれた友人や知人、後援会のメンバーの方も、その期間に来てくださった方には無理を言ってお願いをしたかと思えます。

さらに、いつということがお伺いのですけれども、いつについては、私の記憶の中においては、正確な月日ということは今この場でお答えすることは非常に難しいです。ただし、実施期間というふうに、アンケート結果報告書のほうに期間が明記されていると思えますが、その期間の前に張ったかと思えます。

○松井 努委員長 それでは、同じく平成25年2月及び3月についても大体同じようなお答えになるのでしょうか。それだけお答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年……。

○松井 努委員長 2月及び3月ですね。

○小泉文人証人 2月に実施したアンケートということでございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたが、基本的には私と私の家内2人が中心となって、自宅で晩御飯を食べ終わった後や、もちろん、その期間で週末が挟まれていれば、その土日等も使ったかなというふうに記憶をしています。そこも繰り返しになりますが、お手伝いに来てくれた友人や知人等にも無理言って張っていただいたというような記憶がございます。

また、いつという点についても、この場で月日を正確に答えるということは非

常に難しいと思いますけれども、アンケート結果報告書の実施期間の前に張り終わったというような記憶がございます。

○松井 努委員長 それでは、次に移ります。(2)といたしまして、平成25年2月に実施したとされるアンケートについて、緑風会第1と合同で実施したのはなぜでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年2月のアンケートで、緑風会第1と合同でアンケートを行ったというような御質問かと思いますが、緑風会第1と合同で行った記憶はございません。ただし、この緑風会第1と合同でというようなお話については、先般行われました個別外部監査において、合同で行いましたというふうにお答えをした記憶があります。しかしながら、それは数年前のことを、当時いらっしゃった議員の方々も思い返していただきたいと思いますが、当時、青山ひろかず議員が会派を移る等々の特別な問題があり、私たちのほうに、同じような項目でいいのでアンケートの項目等をお願いできないかというような依頼があったにすぎないと記憶をしています。そういった意味で、個別外部監査での合同でというふうに記載がされたのだと記憶をしています。

○松井 努委員長 次に移ります。(3)といたしまして、平成25年2月及び3月に実施したとされるアンケートについて、政務活動費にて切手代を請求していないのはなぜですか、お答えください。

○小泉文人証人 平成25年の2月のアンケート調査においてですが、政務活動費というのは4月から3月までの年度で会計が行われているかと思いますが。その間で残額を見ながら、当時、アンケート調査を行った関係上、残額の関係で切手の購入ができないということで切手を購入しなかったと思います。

3月についてですが、3月については鈴木啓一前議員の担当されたアンケートかと思いますが。それについても同様に年度末が近づいており、残額が足りなかったため購入を差し控えたというような記憶があります。

○松井 努委員長 次に移ります。(4)でございますが、それぞれというふうに書いてございますが、同じように日にちを限定したいと思います。平成24年5月のアンケート調査は、誰が、いつ、どのように実施したのかお答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成24年の5月……。

○松井 努委員長 24年5月ですね。

○小泉文人証人 実施したのかということは……。

○松井 努委員長 アンケート調査は、誰が、いつ、どのように実施したのでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 実施というのは全てを含めてに聞こえるんですが、配布とか、何か個別にちょっと聞いていただければ。

○松井 努委員長 一応、全部総合的というふうに判断していただければと思います。

小泉証人。

○小泉文人証人 冒頭にお話をさせていただいたように、民訴法の規則によると、個別具体的にの質問ということになっているかと思imasので、総合的にとかと問われると、かなりお答えが難しいかと思imasので、個別にそれぞれ聞いていただけるとお話ができるかと思imas。

○松井 努委員長 それでは、限定させていただきます。平成24年5月のアンケートの調査について、まず誰が、いつ、どのように実施したのかといimasか、計画をしたのか。その辺、わかる範囲で結構でございますので、お答え願imas。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成24年5月のアンケートの実施ということでありimasので、誰がということについては、私が基本的に中心になっているかと思imas。

いつについては、先ほどと同じようなお答えになるかと思imasが、基本的にはアンケート調査報告書に記載をされている期間内というふうに思っただければ結構です。

どのようにということについては、当時、日々私が行っていた、駅頭等で親しくさせていただいた方もしくは、その中には当然小学校の同級生や友人、知人等もおりimas。また、後援会のメンバーや各種法人、その他団体、当然、また別の知人等にも無理を言っお願いをいたしました。

○松井 努委員長 小泉証人にお伺いいたしますが、平成24年12月、平成25年2月、3月につきましても、今お答えになったようなことと大体同じような答弁、回答になるでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 基本的には同じような形式になるかと思imas。もちろん、その都度その都度願imasをした方々については若干違うところも当然出てくるかと思imasが、基本的なルーチンというか、仕組み等については、平成23年につくられたものを一貫して同じようにやってまいりimas。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

〔小泉文人証人「済みません、委員長、つけ加えさせていただきたいんですが」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年3月については、鈴木啓一前議員の管轄での政務活動費というふうになっておりますので、この実施、また、先ほど御質問がありました、切手を誰が張ったのかということについては、私は存じ上げません。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に移ります。(5)といたしまして、まず最初に、平成24年5月のアンケート結果の集計については、誰が、いつ、どのように行ったのかお答え願いたいと思います。

小泉証人。

○小泉文人証人 委員長、申しわけありません、もう1度御質問のほうをお願いいたします。ふなれなもので、誰が、いつ、その後がちょっと聞き取れませんでした。

○松井 努委員長 平成24年5月のアンケート結果の集計について、誰が、いつ、どのように行ったのかお答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 アンケートの集計についてかと思えます。平成24年5月、それについては私と妻が、2人が基本的に中心となって集計を行ったかと思えます。これもまた同様になりますけれども、私の家を訪ねてくれた友人や知人、また同級生や、時には私の両親もいたかと思えますけれども、後援会のメンバーにも顔を出していただいた際、無理を言ってお願いしたような記憶があります。

どのようにというような御質問かと思えますが、どのようにということについては、各項目ごとに集計を行いました。

また、いつという3つの御質問目かと思えますけれども、いつということについては、正確な月日をこの場所でメモだけでお答えするというのは、何年か前の話になりますので、できませんが、たしかアンケート集計結果の実施期間から結果報告日もしくは集計日となっているような記載があったかと思えますけれども、その間で行ったというような記憶がございます。

○松井 努委員長 同じように、平成24年12月、平成25年2月及び3月というふうなことでございますが、先ほどの4番と同じように、今お答えになられた平成24年5月と違うような答弁はございますか。

小泉文人証人。

○小泉文人証人 基本的には、その都度その都度のやり方ということは同じですが、平成25年3月については、先ほどもお話をさせていただきましたように、鈴木啓一前議員の政務活動費の範囲内でのアンケート調査になっておりますので、その実施までについては私は存じ上げませんが、この集計については、私が担当を会派ということさせていただきました。

この集計についてのやり方というのも、基本的には同じですけれども、当時、2月で私の政務活動費の範囲内で、3月で鈴木前議員の活動費内で行った関係で年度をまたいでおります。委員の皆様方も御承知かと思えますけれども、政務活動費は各年度ごとに3月31日で締め切られて、4月や、日付がちょっと記憶にありませんが、締め切りが4月だったのか、5月の頭だったのかわかりませんが、前の年度の収支決算を出してくださいというふうに議会事務局の庶務課に求められるかと思えます。それ同様に、平成25年2月と3月も年度を越えて議会事務局のほうから依頼があり、当然、2月のアンケート集計結果を先に提出をさせていただきましたが、3月については少しおくらせていた関係上、議会事務局より早い提出を求められ、2月を当然参考にしながらつくっていた関係上、きちっとした集計結果が出せなかったかもというところが私の記憶であります。焦っていた関係で適正に欠けたものになっていたかもという記憶がございます。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に移ります。(6)番です。まず最初に、平成24年の5月のアンケートの調査報告書は、誰が、いつ、どこでどのように作成したのかお答え願いたいと思います。

小泉証人。

○小泉文人証人 委員長、申しわけありません。誰が、いつ……。

○松井 努委員長 いつ、どこでどのように作成をしたのか。調査報告書ですね。

小泉証人。

○小泉文人証人 誰がという御質問にお答えをさせていただきますと、誰がという御質問については私がということになります。

また、いつという御質問かと思えますので、いつについては、私の記憶をしているところだと、アンケート集計結果の報告日等と書かれた期日に調査報告書の制作が完了したかと記憶があります。ただし、報告日と書かれたものと集計日と書いてしまったものがあると思えますので、それは御了承いただきたいと思えます。

どこでということについては、私の自宅ということになります。

どのようにということについては、私のパソコンで制作をいたしました。もちろん集計結果のメモ書きを見ながら作成したという記憶がございます。

○松井 努委員長 同じように、平成24年の12月の分についてはいかがでしょうか。アンケート結果の集計です。

○小泉文人証人 集計については、先ほども……。

○松井 努委員長 調査報告書です。ごめんなさい。

○小泉文人証人 調査報告書でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、調査報告書です。

○小泉文人証人 調査報告書について、委員長、誰が……。

○松井 努委員長 いつ、どこでどのようにということですね。同じことになります。

○小泉文人証人 平成24年12月ということですので、これについても先ほど来お話をさせていただきましたように、誰がということについては私がということになります。

いつということについては、作成完了したのはアンケート調査報告書に記載がしてある集計日もしくは報告日と、どちらかだったというような記憶がありますが、その日に制作を完了していると思います。

どこでということについては、私の自宅ということになります。

どのようにというお話であれば、私の自宅にあるパソコンでということになります。もちろんアンケート集計結果のメモ書きを見ながらということになります。

○松井 努委員長 同じように、平成25年の2月及び3月についてのアンケート調査の報告書はいかがでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 基本的には、集計の行い方というのは、一番最初の平成23年に始めた当初にできた形でありますので、今御質問の24年5月、12月同様かと思えます。先ほどもお話をさせていただきましたように、平成25年におかれては2月、3月というふうになっており、3月については鈴木前議員の割り当てとなっている政務活動費を使って実施がされたわけですが、集計、報告は会派として私のほうでやりました。これについて、繰り返しになりますけれども、議会事務局の庶務課より、できるだけ早い提出を当時求められたことがあり、本当に適正だったのかなというようなところはありますが、しっかりと提出をさせていただいたというふうに記憶があります。

○松井 努委員長 それでは(7)といたしまして、それぞれの日付はまた別途追い

ますが、アンケート結果について、まず最初に平成24年の5月、会派内で話し合いなり、そういうことについてはされたのでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成24年5月のアンケートの結果について会派内でお話をしたのかという点でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、そうです。

○小泉文人証人 アンケートの結果等については鈴木啓一前議員とも話をしました。

○松井 努委員長 それでは、次に移ります。平成25年度に実施したとされるアンケート調査についてであります。(1)といたしまして、先ほどの24年分と同じような内容になりますけれども、平成25年度5月に実施したとされるアンケートについて、それぞれ切手を誰が、いつ、どのように張ったのかお答え願いたいと思います。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年の5月のアンケート返信用はがきの切手を誰が、いつ、どのようにという御質問かと思えます。

誰がということについては、先ほどもお話をさせていただきましたが、私と私の家内が、2人が中心となって、晩御飯を食べ終わった後等に張らせていただいたのを記憶しています。もちろん、その間に友人や知人が自宅を訪れてくれた際にはお願いをしたところもありますし、後援会のメンバーの方が来てくれた際には無理言ってお願いをしたところもあるかと思えます。

いつということについては、この月日をお答えしていくことも、今、現状、ここで月日を正確に答えなさいというのはすごく難しい質問ですが、アンケート調査報告書の実施期間前に張ったというような記憶がございます。

どのようにということですが、どのようにということについては、切手は100枚がワンシートになっておりますので、1枚1枚をはさみ等で切り離して、濡れた雑巾やタオル等を使って1枚1枚張りました。繰り返しになりますけれども、この張ったときにも、後援会のメンバーの方や自宅を訪れてくれた知人、友人等、無理言ってお願いをしたと思えます。

○松井 努委員長 平成25年の11月についてはいかがでしょうか。同じような尋問になります。

小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度お願いいたします。

○松井 努委員長 平成25年の11月につきまして、アンケート調査について、切手を誰が、いつ、どのように張ったのかについてお答え願いたいと思います。

○小泉文人証人 誰がということについては、先ほどからお話をさせていただいておりますように、自宅において私と家内が、2人中心となって、晩御飯を食べ終わった後等にリビングや客間のほうを使ってテレビ等を見ながら張ったというような記憶があります。

いつということについては、繰り返しになりますけれども、アンケートの実施期間前には完了していたというような記憶があります。

どのようにということについても、先ほどお話をさせていただきました。切手を1枚1枚切り離して、濡れたタオルや雑巾等を使ってアンケートの返信はがきに張った記憶がございます。この張ったときにもお手伝いしてくださる、遊びに来てくださった方等にも無理言ってお願いをしましたし、家内のママ友や私の両親にもお願いしたかなというような記憶があります。

○松井 努委員長 それでは、同じく平成26年の2月のアンケートについては、誰が、いつ、どのように張ったのかについては同じようなことでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成26年の2月ということではよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、そうです。

○小泉文人証人 2月、切手について、誰が、いつ、どのようにという御質問かと思いますが、これについても先ほど来御説明をさせていただいておりますように、私と私の家内が中心となって張ったということでもあります。これも繰り返しになりますが、私の家に遊びに来てくれる方にその都度お願いを無理言っただなと記憶があります。後援会のメンバーの方々にも無理言っただなというところもありますし、また、いつということについては、繰り返しになりますが、月日を限定することというのは非常に難しいです。ただし、アンケートの調査報告書に記載がされている実施日の前には完了したというふうに記憶をしています。

どのようにということについても、繰り返しになりますが、シート上になっている切手を1枚1枚切り離して、濡れた雑巾、タオル等を使い、アンケートの返信用はがきに張りました。ここも繰り返しになりますが、遊びに来てくれた方々に無理言っただなというふうに記憶しています。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に移ります。(2)番といたしまして、平成26年2月に実施したとされるアンケ

ートについて、回答用はがきの印刷代を政務活動費で請求しなかったのはなぜですか。

小泉証人。

○小泉文人証人 委員長、平成26年2月……。

○松井 努委員長 26年2月ですね——の回答用はがきの印刷代を政務活動費で請求しなかったのはなぜですか。

○小泉文人証人 印刷代を政務活動費で請求しなかったのかという御質問かと思えますけれども、残りの月日を考えると、当然、政務活動費で新聞、通信費等もありますので、それらを考えると残額が足りないということで、政務活動費での印刷を請求することをいたしませんでした。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次に移ります。(3)といたしまして、平成26年2月に実施したとされるアンケートの回答用はがきを印刷したのはどこの会社ですか。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成26年2月のアンケートの印刷というのは三立工芸さんにお問い合わせをしました。

○松井 努委員長 通告をしてあります(4)、(5)、(6)、(7)につきましては、年度こそ24年度と25年度が違いますが、同じ尋問の内容です。

まず、(4)の平成25年5月のアンケート調査は、誰が、いつ、どのように実施をされたのですか、お答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 答えるほうがなれていませんので、もう1度確認をしたいんですが、平成25年の5月の実施についてでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、それで結構です。

○小泉文人証人 それについて、誰が……。

○松井 努委員長 いつ、どのようにですね。

○小泉文人証人 いつ、どのようにという御質問かと思えます。実施については、基本的に私が中心となっているかと思えます。

いつということについては、今、私に許されているのがメモしかありませんので、記憶の中でということになりますが、アンケート調査報告書に記載させていただいております実施期間というところをお願いをしたというような記憶がございます。

どのようにということについても、先ほどもお話をさせていただきましたけれ

ども、友人、知人を中心として、繰り返しのところになると、駅頭で親しくさせていただいた方または後援会の面々や幼いころからの同級生、そして、もちろん各会社単位でのお願いをしたというところもあると記憶をしています。そして、ほかの団体等にもお願いしたという記憶です。

○松井 努委員長 お答えが24年度とほぼ同じような気がいたしますけれども、同じように、平成25年の11月及び平成26年2月についても大体同じようなお答えになるでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年11月、平成26年……。

○松井 努委員長 2月ですね。

○小泉文人証人 2月についても、実施したのは、誰が、いつ、どのようにというようなことについてですが、繰り返しになりますけれども、実施については私を中心となって行わせていただいた。

いつということについても、月日をきちっと答えていくというのはメモしか許されていけませんので非常に厳しいところではございますので、たしかアンケート調査報告書の実施期間に行ったというふうに考えています。

どのようにということについては、ここも繰り返しになりますが、友人、知人、また後援会の面々や各種法人団体等、もちろん日々行っている駅頭等での親しくさせていただいた方に無理を言ってお願いしたというような記憶がございます。

○松井 努委員長 それでは、(5)番に移ります。同じように、平成25年5月のアンケート結果の集計は、誰が、いつ、どのように行ったのかお答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年の5月のアンケートの集計、もう1度確認なんですけど、誰が、いつ、どのようにでよろしいですか。

○松井 努委員長 はい。

○小泉文人証人 誰がということについては、この集計については、私と家内が基本的には中心となって集計をさせていただいたと思います。もちろん、その間自宅を訪れた方や、週末等、両親も来てくれるので、両親にも頼んだ記憶もあります。繰り返しになりますけれども、後援会のメンバー等にもお願いしたし、友人等にも無理言ってお願いしたなという部分があります。

どのようにということについては、各項目ごとに集計をしました。

○松井 努委員長 同じように、平成25年の11月及び26年の2月についても、アンケート結果の集計については大体同じようでございますでしょうか。違えば答弁を

願います。

○小泉文人証人 基本的に大きく変わるところという部分は、やり方等については変わりませんが、それぞれ出入りしている方等が違うというところはあったと思います。

○松井 努委員長 次に移ります。(6)ですね。同じように、平成25年5月のアンケート調査報告書は、誰が、いつ、どこで、どのように作成したのかお答えください。

○小泉文人証人 委員長、報告書についての御質問かと思います。

○松井 努委員長 調査報告書ですね。誰が、いつ、どこで、どのように作成したのか。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年の5月についての報告書は誰がということについては私がということになります。

いつということについては、アンケート調査の報告書の、ここも先ほどお話をしましたけれども、集計日もしくは報告日となっていたかと思えますけれども、その日に作成が完了したという記憶があります。

どのようにということについては、私のパソコンで集計の結果、メモを見ながらということになるかと思えます。

○松井 努委員長 同じように、平成25年11月及び平成26年2月についても大体同様の答弁でございましょうか、お答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年の11月、12月ということであります。

○松井 努委員長 11月及び平成26年2月ですね。

○小泉文人証人 ごめんなさい、26年の2月です。失礼いたしました。平成25年11月、平成26年2月ということについても、基本的なやり方というものは変わりません。

○松井 努委員長 それでは(7)、同じでございしますが、それぞれのアンケートの結果について、会派内でお話し合いはきちんとされたのでしょうか、お答えください。

○小泉文人証人 委員長、それぞれのというのは……。

○松井 努委員長 ごめんなさい。25年の5月、11月及び26年の2月、今回、この3回について、毎回アンケート結果について会派内で話し合いをしているかどうかという点についてであります。

小泉証人。

○小泉文人証人 話し合っております。

○松井 努委員長 何せ初めてで私も緊張しておりますし、証人も多分緊張していると思いますので、ここで10分間休憩したいと思いますので、暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

---

午後2時21分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

先ほどの続きを続行いたします。

アンケートを印刷したとされる有限会社クアンに関してであります。

(1)といたしまして、現在の営業所の所在地はどこで、どのような事業を営んでいるのかお答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 クアンが今現在というような御質問であります、どこでということになるのであれば、平田の私の自宅ということになるかと思えます。

どのようなということについては、クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありません。

○松井 努委員長 次に(2)といたしまして、資料に基づいて、定款に記載されていない事業である印刷業務を繰り返し受注しているのはなぜですか、お答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 資料に基づいてというふうに委員長のほうから御質問かと思えますけれども、私、資料の持ち込みが認められていません。ちょっとメモ書きでということ記憶をたどりますと、定款上、クアンのほうで印刷業務ができないということにはなっていないと思います。たしか定款ではイベントの企画制作等が入っておりますので、その中での当然印刷業務ということになっております。

○松井 努委員長 次に(3)として、企画、デザイン、営業、印刷、経理を担当しているのは誰でしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 この答弁についてですが、まず、補助者のほうに助言を求めたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

○小泉文人証人 クアンのほうでそれぞれのいろいろな担当者ということになっていますが、クアンのほうは正社員は1人もおりません。

○松井 努委員長 次に(4)といたしまして、決算資料がないのはなぜでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 先ほどからお話をしているように、クアンは休眠状態ですので、決算は行われておりません。これについては、当時お願いをしていた会計事務所に相談をしたところ、休眠状態であるんだったら決算しなくていいんじゃないですかねというような助言というか、アドバイスがありましたので、動いてないので、いいのかなというようなところがあつたと記憶をしています。

○松井 努委員長 次に(5)といたしまして、確定申告をしていないのはなぜでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 この確定申告が行われていないのはなぜかということになりますが、繰り返しになりますけれども、クアンは休眠状態となっていますので、決算を会計事務所のほうに、当時になりますが、お話を聞いたところ、先ほどお話をしたような、休眠状態であればいいんじゃないですかねというような助言、アドバイスのものをいただいたので、決算並びに確定申告がされていないという状態になります。これについても、今思えば、やっておけばよかったなというふうに思います。

○松井 努委員長 次に移ります。(6)といたしまして、それでは、今までの印刷関係の領収書は誰が発行しているのでしょうか、お答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 領収書について、誰がということになりますと、クアンということになります。

○松井 努委員長 もう1度、小泉証人、お尋ねいたします。領収書の、有限会社クアンというふうにはしてあるんですが、その領収書を誰が切ったのかということでお答え願いたいと思います。誰が発行したのかということです。

小泉証人。

○小泉文人証人 多分、私のところにいただいている通告とはちょっと違うのではないかなというふうに思いますので、これについても補助者と話をしてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

○小泉文人証人 質問の通告が少し変わってきたかと思いますが、領収書を発行したのはクアンとお答えしましたが、誰が切ったのかというような通告外の御質問については、私がということになります。

○松井 努委員長 (7)といたしまして、小泉文人氏はどのような権限を有し、どのような職務を担っているのかについてお答えください。

小泉証人。

○小泉文人証人 どのような権限等々というお話がありますが、クアンについては、先ほど来お話をしているように休眠状態でしたので、定款上、私が取締役ということになっておりますが、特段の権限等はないと思われます。

○松井 努委員長 最後に(8)といたしまして、印刷単価はどのように決定をされたのでしょうか。

○小泉文人証人 印刷単価についてですが、印刷単価については印刷業者が決めました。

○松井 努委員長 それでは、私のほうからの共通の尋問につきましては、これをもちまして終了させていただきます。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、各委員からの……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 先ほど休憩をもらったばかりなんですが、私も答えていくということがすごくふなれで結構疲れてしまいました。できる限り誠実に誠意を持ってお答えしたいと思っておりますので、一旦、共通質問という通告の中が終わりましたので、大変恐縮なんですけれども、10分でも15分でも休憩をさせていただけたらなと思います。

○松井 努委員長 ただいま証人のほうからそのような発言がございましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、証人も疲れていると思いますので、この時計で2時45分に再開したいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午後2時32分休憩

---

午後 2 時46分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

次に、各委員からの尋問を行います。

委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないこと、尋問の持ち時間を守ることに留意を願います。

それでは、まず創生市川からお願いいたします。

加藤委員。

○加藤武央委員 よろしく申し上げます。それでは、創生市川の通告に従いまして小泉証人に伺います。

まずは、なぜ小泉証人だけが個別外部監査の検出事項以上の金額を自主的に返納したのかお聞かせください。

○松井 努委員長 小泉証人。

〔「探すの大変ですね。何ページ」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、申しおくれましたが、探すのも大変でございますので、できましたらページ数の括弧何番というふうに言っていただくようお願いいたします。もう1度申し上げます。

加藤委員。

○加藤武央委員 済みません、先ほどは早口になってしまいました。13ページのその他ですが、私ども創生市川で通告しておりますが、なぜ個別外部監査の検出事項以上の金額を自主的に返納したのかをまず伺います。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 今御質問いただいているのは、個別外部監査以上の金額というふうになっているかと思えます。この件につきましては、私たち会派という言い方がさまざまあります。平成23年においては社民・市民ネットという会派に所属をさせていただいておりました。24年、25年についてはボランティア・新生会・市民の風という会派を構成しておりました。この3カ年、2会派については、外部監査において指摘された事項というのはありません。また、個別外部監査においては、24年、25年の会派についてはほぼ指摘されなかったというふうになっています。唯一指摘された部分は、領収書の宛名がありませんでしたということで、たしか私の記憶なら、14万何がしというところが検出事項というふうに挙がっていたと記憶があります。ただし、23年度に所属をしていた社民・市民ネットに関しましては、50数万円だったと思いますが、検出事項に挙げられています。ここ

については、個別外部監査の際に私たちに説明させていただく機会が与えられませんでしたので、代表もしくは会計責任者のほうが、個別外部監査において、私たちは知りませんというふうに言われてしまったのが影響して、そこに58万円が出ているんだと思います。

ちなみに23年と24年、25年のアンケート調査のやり方等々については、先ほどもお答えをさせていただきましたが、同じようなやり方でございますので、23年だけが御指摘を受けて、24、25については領収書の記載がありませんでしたというヒューマンエラーの部分は注意を受けましたけれども、それ以外については指摘を受けなかったということです。しかしながら、今回、6月の定例議会において、おおよそ初めて議場内から疑義が持たれた関係で、いや、そんなに疑義が持たれるのであれば全額返納してしまいましょう。とにかくアンケート調査だけでなく、切手の数百円に至るところまで全てを全額返納させていただいた関係で検出事項以上の金額となっていたと思います。ちなみにこの件については、報道等で4月8日だったと思いますが、間違った報道がなされているので、ここで私はこの件と同様にお答えをさせていただきたいと思いますが、4月8日の東京新聞で……。

**○松井 努委員長** 小泉証人に申し上げますが、範囲を少し超えておりますので、まとめてください。

**○小泉文人証人** はい、わかりました。今お話をさせていただきましたように、23年においては、個別外部監査において説明する場を与えられることなく検出事項に挙がり、同様の調査実態がある24年、25年については検出事項に挙がらなかった。ですから、今、加藤委員のほうからお話がありましたように、検出事項に挙がらなかった部分も返納させていただいたということで金額が多くなったんだと思います。繰り返しになりますが、初めて疑義を持たれましたのが6月の定例議会だというふうに思いますので、市民の負託を受けている議員の方々からそういうふうなお声が上がるのであれば、すぐさま返納しようと思い、百条の特別委員会が議決がされたその日の夕方より手続に入り、翌週には返納させていただきました。

以上です。

**○松井 努委員長** 加藤委員。

**○加藤武央委員** ありがとうございます。では、もう1点伺いますが、同じように、その他の13ページの私どもの通告ですが、平成23年度に実施されたとするアンケートに関するお尋ねしますね。本件調査事項にかかわる切手の購入は大きな

金額を計上していたと思いますが、会派代表、あるいは経理責任者の対応はどのようなものだったのかをお聞かせください。

○松井 努委員長 ごめんなさい、もう1度、ページ数をお願いできますか——わかりました。

小泉証人。

○小泉文人証人 通告書が私の手元にないので、13ページがどのと言っても全然わからない話なのであれですけども、平成23年のアンケートの切手の金額が大きくて、代表、経理責任者については、もちろん私が初めて市議会のほうでお世話になった平成23年のアンケート調査が初めて行われたときでありますので、会派で相談をさせていただいたというふうに記憶があります。詳細に言えば、私と鈴木啓一前議員のほうで話をして、これをやるのであれば社民・市民ネットさんのほうに了解を得なければ当然いけませんねということで、私は当時、議会事務局庶務課長の秋本氏とともに、当時の社民・市民ネットの代表のかつまた竜大議員と湯浅止子議員のところに秋本氏とともに伺いをさせていただき、許可をとったというような記憶がございます。しかしながら、先ほどもお話しさせていただきましたが、個別外部監査では、私たちは知りませんというお答えの中で、私もしくは鈴木啓一前議員の部分が検出事項に挙がってしまったということが実態としてはあります。私からするに、なぜ知らなかったのかというのは少し疑問が残るところです。

ちなみに補足でお答えをさせていただくのであれば、この百条委員会が設置される、たしか3日前だったかと思えますけれども、その週の月曜日の午後に、前の週に連絡があって、私はかつまた議員、湯浅議員、秋本議員と図書室のほうで、今回の件はどうされるんですかというお話をさせていただきました。その際に、当然、検出事項に23年が挙がっていて、24年、25年が挙がっていないということについて、しっかりと話をして考えていかなければいけないんじゃないですかということを述べた3日後に百条委員会を設置されてしまいました。また、これも記事の話になりますけれども、繰り返し繰り返し返信を求めたのに極めて悪質だというような記事が載っていたのがいつだったか忘れましたが、ありました……。

○松井 努委員長 証人、そこまでにしてください。まとめてください。

○小泉文人証人 まとめますと、代表、経理責任者等には、アンケートを行う前にしっかりと私が庶務課長とともに伺いました。それとは別に鈴木啓一前議員も、お2人とは図書室でお話をされたという旨、湯浅止子議員のほうから、百条委員

会が始まる前、お会いしたときに初めて聞かされました。(時間終了の合図)

○松井 努委員長 次は公明党であります、通告がございませんので、次に移ります。

次に、自由民主党、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 自由民主党の佐藤です。まず、発言通告内容一覧のP14、小泉議員はわからないと思いますので、ゆっくりしゃべります。

まず、平成24年度の営業状況について伺います。私どもの知る限りでは、平成24年度には会派ボランティア・新生会・市民の風がアンケート回答用はがきの印刷を4件、合計金額59万3,500円を、会派緑風会第1が同じくアンケート回答用はがきの印刷1件、8万円をそれぞれ有限会社クアンに対して発注しております。

そこで質問ですが、この平成24年4月からの1年間において、有限会社クアンは、この5件以外の売り上げはあったのでしょうか。それとも、この5件、合計67万3,500円以外に一切の売り上げはなかったのでしょうか。先ほど休眠状態とっておられました、再度確認いたします。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 通告ページの14ページということですが、また、私のほうには通告書もありませんので少しわかりませんが、この通告について、私、ちょっと数字等の記憶がありませんので、1回、補助者の助言を仰いでもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、許可します。

小泉証人。

○小泉文人証人 済みません、やはり、今、金額等をお話しいただいたかと思うんですけども、この件については通告外かというふうに思います。その辺について、まず委員長のほうにお諮りいただきたいのと、通告外ですので、かなり記憶をたどりながらということになってしまいます。まずは、通告外という意見を述べさせていただきたいんですが。

○松井 努委員長 お答えいたします。

営業状況はどのようなものであったかという中で、金額は別といたしまして、5件以外に仕事をしたのか、売り上げがあったのかということでございますので、もし記憶があるようであればお答えいただいたほうがよろしいと思います。

小泉証人、どうぞ。

○小泉文人証人 これは数字が入って通告外ということになりますけれども、答

えなさいということになるのでしょうか。

○松井 努委員長 できればそのほうがよろしいと思います。

○小泉文人証人 もう1度、補助者の助言を求めてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

〔委員長、答弁長くなるので時計とめてもよろしいんじゃないでしょうか〕  
と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 わかりました。ちょっと後でもみます。

小泉証人。

○小泉文人証人 委員長のほうで答弁をされたほうがよろしいのではないかと  
いうことでありますので、細かい金額が佐藤委員のほうから挙げられていますが、  
細かい金額については私の記憶にとどめてあるところではありません。しかしな  
がら、若干あったかと記憶があります。本当にごく少ないですけれども。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

---

午後3時5分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、なるべく数字を入れずに質問させていただきます。  
領収書の発行状況について確認をさせていただきます。私のほうで確認した  
中では、平成24年の4月から1年間でほぼ115枚の管理番号が見受けられておりま  
す。ボランティア・新生会・市民の風が発注した、平成24年4月から平成25年の  
5月までで307番から421番までの連番の領収書を確認しております。ほぼ115枚、  
大体発行されておりますので、休眠と言われてもかなり相当な業務、事業がなさ  
れたんだなという想像があります。その上で、領収書の管理は本当に適切にされ  
ていたのか。やはりそういう事業がなされていたのかについてお伺いいたします。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

---

午後3時7分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

小泉証人。

○小泉文人証人 この件についても補助者の助言を求めてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

○小泉文人証人 済みません、まずは通告外ではないかと思うんですが。

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

---

午後3時11分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、印刷単価についてお伺いいたします。これは小泉議員は資料がないということですが、ほかの方はお持ちだと思imasるので、14ページの14番、印刷単価はどのように決定しているのかという問題について質問させていただきます。

○松井 努委員長 これも、私が先ほど質問したわけですがけれども。

○佐藤ゆきのり委員 その関連で。じゃ、共通の尋問の中で……。

○松井 努委員長 共通で質問しましたので、やりましたので、それは一応……。

○佐藤ゆきのり委員 再質問できないわけですね。再質問できるんじゃないですか。

○松井 努委員長 できますが、私と同じように、私も印刷単価はどのように決定して……。

○佐藤ゆきのり委員 じゃ、違う形で。

○松井 努委員長 そうですね。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 印刷単価についてお伺いいたします。平成24年4月の領収書によりますと、簡単にいきますが、はがき6,000枚、印刷費が10万、それから9,000枚に対して17万3,250円。これ、単価の話ですから、単価を出さないと質問にならないですよ。

○松井 努委員長 暫時休憩します。

午後3時12分休憩

---

午後 3 時15分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、再度確認させていただきます。先ほど共通尋問のときに、この印刷代の単価は誰が決めているんですかという質問に対して、小泉文人議員は印刷屋が決めておりますという話をされました。これ、相当、有限会社クアンの印刷単価が非常にばらつきがある、高いということに関して、例えば外部委託したのであれば、どうして直接そちらの印刷会社に頼まずにクアンが受注したのか。その辺はいかがですか。

○松井 努委員長 それにつきまして、小泉証人、お答えください。答えられれば、どうぞ。

○小泉文人証人 補助者の助言を求めてよろしいですか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

休憩します。

午後 3 時16分休憩

---

午後 3 時17分開議

○松井 努委員長 再開します。

○小泉文人証人 まず、もう 1 度質問をお願いしたいんですが。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 じゃ、もう 1 度。(小泉文人証人「ごめんなさい」と呼ぶ) いや、じっくりやりますから、ぜひ思い出していただきたいと思います。

○松井 努委員長 時間見てください、時間ありませんから。

○佐藤ゆきのり委員 はい。外部委託に——印刷会社が単価を決めていたという話をいただいています。その単価について、自分で恐らく編集したんだと思いますけれども、なぜ印刷会社に直接頼まずにクアンが受けたのか、休眠会社が受けたのかという点、1 点お願いします。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 これについては委員長もお答えしなさいということになったかと思いますが、初年度の23年のアンケートについては三立工芸さんに相当無理を言ってお願いをしました。ですから、その次の年からなかなか受けにくいという御依頼もいただきました、その金額では。(時間終了の合図)

○松井 努委員長 次に、日本共産党、高坂委員。

○高坂 進委員 高坂です。それでは、13ページの有限会社クアンについてというところでお聞きします。

まず、休眠状態だというふうになっていますけれども、この休眠状態というのはいつからですか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 通告外かと思うんですけども、これは通告にあったんでしょうか。

○松井 努委員長 高坂委員、もう1度お願いします。済みません。

○高坂 進委員 確定申告をされていないでしょう。確定申告をされていないということで、その理由が休眠状態だったというふうになっています。私は、確定申告をされていないと思うのだが、なぜ収入があったのか、確定申告をしなかったのかという質問をしていますので、そういうことです。

○松井 努委員長 じゃ、13ページの(2)について、小泉証人、お答えください——ごめんなさい。ですから、確定申告されていないと思うが、なぜ収入があったのか、なぜ確定申告をされていないのかということですね。お答えください。

○小泉文人証人 委員長、済みません、補助者の助言を求めたいんですが。

○松井 努委員長 はい。時計をとめてください。

小泉証人。

○小泉文人証人 この質問については、先ほど共通質問についてお話をさせていただいたかと思えます。

○松井 努委員長 高坂委員。

時計スタートしてください。

○高坂 進委員 休眠状態だという答えはいただきました。ここで私が聞いているのは、その休眠状態というのはいつからなったんですかと聞いているんです。

○松井 努委員長 小泉証人。

いつからその会社は休眠状態だったのかというふうな質問ですね。

○小泉文人証人 ここも通告外なんじゃないでしょうか。

○松井 努委員長 あるいは、記憶がないということですか、それともお答えしたくないということですか。

○小泉文人証人 そういうことはお話ししていませんけれども、通告外ではないでしょうかと、まず委員長のほうにお取り計らいをお願いしたいと思うんですが。

○松井 努委員長 時計をとめてください。

高坂委員、もう1度整理してもらいたいです。

○高坂 進委員 私は、収入があったのに、なぜ確定申告を……。

○松井 努委員長 時計を再開してください。

はい、どうぞ、高坂委員。

○高坂 進委員 収入があったのに、なぜ確定申告をされていないのかということに対して、さっき休眠状態だからというふうに答弁されていたので、それじゃ、その休眠状態だったというのはいつからなんですかということをお聞きしているんです。

○松井 努委員長 お答えいたします。

委員長といたしましては、私の共通の尋問の中でも同じことを聞いておりますけれども、休眠状態だったということで、それ以上の答えはございませんでしたので、それで一応納得をしてください。次の質問をしてください。

高坂委員。

○高坂 進委員 再質問することはだめとは言っていないでしょう。

○松井 努委員長 そうじゃないですけども。

○高坂 進委員 だから、私がそれについて聞いて、別にここに載つけたものから外れてはいないでしょう。

○松井 努委員長 時計をとめてください。

要は確定申告をなぜしなかったかという尋問に対して、休眠会社であるから確定申告をしなかったというふうに私の尋問に対して答えているわけですね。ですから、それ以上に今証人のほうは考えてもいなかったし、答えることもできないしというふうに言っているわけですから、それ以上——答えられれば答えてほしいと思いますが、答えられないと言っておりますので、これ以上はちょっと委員長としては無理じゃないかなというふうに思いますので、時間もありませんから、次に移ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

時計を戻してください。進めてください。

○高坂 進委員 それじゃ、別の聞き方をします。休眠状態だということですけども、それでは、例えば税務署とか市の申告をしなればいけないわけです。さっき言ったように、実際には収入があるわけですから申告しなければいけませんでしたが、休業届とか、そういうものは出してあるんですか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 繰り返しになってしまうんですけども、今お話しされているのは通告外のことに値しているのではないかなと思います。

○松井 努委員長 ちょっと時計をとめてください。

そうは言いますが、関連をしておりますので、答えることができれば。一応、私が共通で尋問した後のほかに、その中のことについて掘り下げていくことについては構わないという認識でございますから、私に対する答え以上のことを求められた場合でも証人は答えることができれば、できるだけ答えていただいたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。答えられればですね。答えられなければ、それ以上はしようがないですけども。

小泉証人。

時計を進めてください。

○小泉文人証人 補助者の助言を求めてもよろしいですか、通告外かと思っておりますので。

○松井 努委員長 はい、結構です、どうぞ。時計をとめてください。

よろしいですか。小泉証人。

時計を進めてください。

○小泉文人証人 大変恐縮なんですけれども、もう1度、質問を具体的にお願いをしたいんですが。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 要するに13ページの2番のところで、確定申告をされてないと思うけれども、それじゃ、休眠だったからしないと言っているのだから、休眠届を出しましたかと聞いているんです、2番のところで。

○松井 努委員長 それについては私が答えます。時計とめてください。

私の尋問の答弁の中で、しておりませんというふうな答えでしたね。税理士さんに相談したけれども、休眠届を出す必要はないので届け出はしていないというふうな……。

〔「確定申告」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ごめんなさい、確定申告。失礼しました。

どうぞ、高坂委員。

時計を進めてください。

○高坂 進委員 申告をしなくていいという話は聞いたと言いましたけれども、私が聞いているのは、事業をやっているのに申告をしないというのはおかしいし、やってないからしないということだと思えるから、それだとしたら、やってないということで休業届を出すでしようと言っている。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 意見がかなり含まれていて個別具体的に質問が来ていないので、ちょっとわかりにくいんですが。何とかで何とかで何とかでしようというような質問の方法は民訴法の115条の中にはないかと思うんです、規則の中に。個別具体的な方法でお願いしますとなっておりますので、個人の意見がそこに反映されながら質問に移っていくということではないんじゃないでしょうか。これはあくまでもあれですけれども。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 一番簡単なことを聞いているだけで、休業届を出しましたかと聞いています。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の助言を求めてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 繰り返しになりますけれども、簡単に聞きますというのも個人の意見が入っていますので、そこは取り除いて今後質問いただけたらなというふうに思います。

休業届については提出をしておりません。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 休業届も出してないし、確定申告もされてないということなんですけれども、法人の場合は、事業を行った場合には申告の義務がありますけれども、そういうことは知っていましたか。

○松井 努委員長 小泉証人、これも通告外ですけれども、答えられますか。

○小泉文人証人 質問を特定していただいてよろしいですか。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 法人の場合、事業を行っていた場合にはもうけが出る出ないにかかわらず、申告をしなければいけないというふうになっていきますけれども、そのことを知っていましたかということです。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の助言を求めてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 決算については、当時、先ほどもお答えをさせていただいたと思いますけれども、お願いをしていた会計事務所のほうにお話をして、休眠状態だったらいいんじゃないですかねというアドバイスのもと、ああ、いいのかなというふうにしておりましたけれども、確定申告の時期については知っておりました。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 それじゃ、もう1つ聞きます。

○松井 努委員長 何ページですか。

○高坂 進委員 13ページの2のほう。印刷をしたということですが、これは印刷を自分のところでしたのかどうなのかというのがちょっとわからなかったのですが、印刷をやっていたとすると印刷の機械があったのかどうなのかということをお聞きます。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 済みません、もう1度質問を特定していただきたい。

○松井 努委員長 印刷機がクアンさんにあったのかということですね。これでよろしいですか。

小泉証人。

○小泉文人証人 印刷機においては、ありません。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 範囲外というふうに言われるので聞きませんが、要するに、そういう設備もないのに仕事を受けたという、そういうことになりますよね。

最後にもう1つ、13ページの(3)、法人市民税の申告をされてない理由は何ですか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 助言を求めてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 もう1度、質問をきちっと特定していただけたらと思います。

○松井 努委員長 時計とめてください。

もう1度確認します。高坂委員、質問を特定してもらいたいと。

○高坂 進委員 特定していますよ。法人市民税の申告をされてない理由は何ですか、さっきからそう言っているじゃないですか。

○松井 努委員長 小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 確定申告が行われていません。法人市民税については納付書が来なかったからです。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 法人市民税で申告書が来なかったからということですがけれども、法人市民税というのが、来なければ申告しなくてもいいというふうに思っているのかもしれないのかどうなのか聞きます。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度質問を言っていただいてよろしいですか。

○松井 努委員長 時計とめてください。

○小泉文人証人 済みません、ちょっと言いわけなんですけれども、事務局がうろうろしていて、こっち見ちゃったんです。

○松井 努委員長 マイクを、ハウリング起こしますので、必ず発言しないときにはとめてください。

時間とめてありますので、高坂委員、もう1度質問してください。

[発言する者あり]

○松井 努委員長 時間の中でやりますから、いいです。とめてありますから、いいです。

○高坂 進委員 法人市民税の申告をされてない、申告書が来ないからということですがけれども、申告書が来ないと申告しなくてもいいと、そういうふうに思っていたんですか。

○松井 努委員長 時計はそのままにしておいてください。

小泉証人。

○小泉文人証人 通告外になっているんじゃないでしょうか。

○松井 努委員長 高坂委員としますと、通知が来なければ、そのままがいいのかということを知りたいわけですね。

○高坂 進委員 まだ休憩中なんでしょう。

○松井 努委員長 休憩じゃありません、時計とめてあるだけです。発言は生きています。

○高坂 進委員 通告外、通告外と言われるけれども、そうすると、ここに書くのは全て、そこに全部書かないと聞けないという話になりますけれども、そうすると、私が今までこの百条委員会の中で、そういうことで一致したというふうに

私は全然思っていないので、こういう形で通告外と言われるのはとても心外です。

○松井 努委員長 ですから、委員長としましては、一応、私の判断のもとに答えてもらうべきことについては答えてもらいたいというふうに言っておりますので、私の裁量に従っていただきたいと思いますので、一応、小泉証人、もし答えられれば教えてください。いかがですか、小泉証人。要するに、その通知が来なければ申告をしなくてもいいのかというような最後の質問だと思いますが、答えられますか。

○小泉文人証人 証人に助言を仰いでいいですか。

○松井 努委員長 証人に……。

○小泉文人証人 あっ、証人じゃない。

○松井 努委員長 どうぞ、いいですよ。

小泉証人。

○小泉文人証人 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、確定申告をきちっとしておれば、こんなことにならなかったなというふうに今となれば考えています。

○松井 努委員長 はい、わかりました。時計進めてください。(時間終了の合図)  
じゃ、証人に申し上げますが、一々置いてあるといけませんので、御自分の手のほうにマイクは置いて結構です。発言をしないときには電源を切っていただけますか。

次に、無所属の会、越川委員。

[小泉文人証人「委員長、申しわけありません。45分から始めて、もう5分が経過しているんですが、一旦10分ないし15分の休憩をいただけたらと思うんですが」と呼ぶ]

○松井 努委員長 時間をとめてください。

時間が押しておりますので、一応遅くとも、きょうは5時までには終了したいと思っておりますので、どうしてもということであれば5分間でよろしいですか。

小泉証人。

○小泉文人証人 トイレ行くので、10分ぐらいいただけると本当は幸いです。

○松井 努委員長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 それでは、10分休憩いたします。

時計はもとに戻してください。

午後3時35分休憩

---

午後 3 時46分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

次に、無所属の会、越川委員。

○越川雅史副委員長 それでは、4 ページの(8)番、平成24年12月に実施されたアンケートについて伺います。

先ほどの共通尋問の中では、アンケートの集計は小泉議員が行ったということでしたが、確認の意味で、それは間違いないでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 確認の意味でという御質問ですけれども、通告にそれは載ってるんでしょうか。

〔越川雅史副委員長「ちょっと時間とめてもらえますか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 時計とめてください。

でも、それは答えて、私ですよと言ったんだから、それでいいんじゃないですか。

〔越川雅史副委員長「じゃ、もういいですね。わかりました」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それは時間もつたいないよ。

〔越川雅史副委員長「わかりました」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 じゃ、続けてください。

〔時計再開〕

○越川雅史副委員長 このアンケートの返信されたはがきは、ほかの議員から回収する必要があると思うんですが、その回収、集計するには、どのようにその返信されたはがきを手に入れたのでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度、御質問の趣旨を端的にお願いしたいんですが。

○越川雅史副委員長 アンケートの返信先は複数箇所になっています。ですので、小泉議員がそのアンケート回答結果を入手する、返信されたはがきを集計するためには入手する必要があります。それは、誰から、どのように入手したのでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の助言を仰いでもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 通告外ということなので、一応委員長の許可のほうをお願いします。

○松井 努委員長 時計とめてください。

この件につきましては、委員長といたしましては、非常に核心を突くところだと思えます。9,000枚ものその後の返ってきたアンケート調査を出すのに、複数の箇所にその返信が届いているということであるならば、記憶の範囲で答えられるものであれば答えていただきたいと思います。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 補助者の助言を仰いでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 平成24年12月ということなので、もう少しちょっと細かい情報いただいてよろしいですか。資料がメモしかないので、記憶を戻すのに。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 もう1度お尋ねいたします。このアンケートは返信先が複数箇所になっています。小泉議員が集計をするには、ほかの議員から返信されたはがきを入手する必要があると思いますが、それは小泉議員がほかの議員からアンケート回答はがきを入手をして、まとめて集計をしたということに理解してよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の助言を仰いでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 はい、すいません。平成24年の12月ですか。(越川雅史副委員長「はい」と呼ぶ者あり) 基本的には返信先に私が車で向かってとりに行っています。皆様方、そんな量、どんだけの量なんだよっていうふうに時に思われてる方がいるということをお耳に挟みますけども、段ボールのサイズにもよりますが、1箱ちょっと、もしくは入って2箱かと思えます。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 では、アンケートの集計で回収率が、これは9,000枚配布して9割を超えていて、今申し上げたとおり複数の箇所には返信されたんですが、回収率にばらつきがあったのか。おおむね似たような回収率だったのか。お答えください。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度質問言っていた方がいいですか。

○松井 努委員長 時計をとめてください。

○越川雅史副委員長 回収率に、複数の箇所にはがきは返信されたわけですが、アンケートの回収率にばらつきはあったのでしょうか。それとも、そんなにばらついてなくて大体一緒だったのか。お答えください。

○松井 努委員長 小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 回収率等については、アンケート調査報告書のとおりかと思えます。実数はどうかというふうにお答えを今ここですることは難しいです。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 では、このアンケートの……。わかりました。じゃ、返信先、複数箇所なんですけど、9,000枚印刷してるんですけど、3カ所なんで3,000枚ずつ印刷したという理解でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の助言を仰いでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 多分この件については、当時、ボランティア・新生会・市民の風という会派に鈴木啓一前市議会議員と私、青山ひろかず議員がいて、それぞれの自宅に関してアンケート返信用紙が出ていて、3,000ずつという割り振りになっているアンケートかと思われます。これについては、基本的には私と鈴木啓一前議員2名で行ったものであり、私が北部、行徳の3,000ずつの6,000、鈴木啓一前議員が3,000、なぜかというようなお話がその後出てくるかと思しますので、ここで言うと、皆様方御承知のように……。

○松井 努委員長 それは結構です。聞いておりませんので結構です。

越川委員。

○越川雅史副委員長 それでは、平成25年の2月に実施したアンケート、この5

ページの(13)番、平成25年2月に実施したアンケートについて伺います。これは、先ほどのお話では、新聞報道では緑風会第1と合同で実施したということだったんですが、先ほどのお話では合同で実施していないということでした。ただ、緑風会第1が実施した1,500枚のアンケートと今回のこの9,000枚のアンケートの回答結果が全く同一であって、時間、場所、サンプル数が異なっているわけで、アンケートの回答結果が全く一緒というのは若干不可解に思うんですが、集計を間違えたりしたことはないのかなと。これで、集計どおりで間違いはないのかどうか確認させてください。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の助言をお願いします。

○松井 努委員長 はい。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 先ほどお答えしたとおりかと思えます。

○松井 努委員長 もう1度先ほどの答えを言っていたいただけますか。

小泉証人。

○小泉文人証人 まず、合同では行っておりませんということです。そしてまた、個別外部監査において合同でという件については、当時、青山議員が緑風会第1から移るという特殊な事情をもってして、同じ項目でもいいのでアンケート調査等々をお願いできないかという依頼があったにすぎませんというようなニュアンスの答えを言ったかと思えます。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 その合同実施してないのはわかりました。純粋な疑問なので、もしこれ、先ほど集計急いだケースもあったと思うので、人間ですから、そういうこともあるのかなと思って、もう1度、僕が聞いたかったのは、平成24年の10月、11月に実施したアンケート、サンプル数1,500、回答1,367ですね。これと今僕が通告してます24年10月、11月に実施したアンケートですね。11月か。あとは平成25年の2月に実施したアンケート、これがサンプル数9,000枚で回答数が8,708枚と。これだけの大規模なアンケート調査が実施場所、時期、異なっているのに5択を含む8問の集計結果が全く同一ですので、本当にこれで正しいのかなとちょっと疑問を持ったものですから、今確認してるんですが、この集計結果に誤りはないのかお答えください。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 委員長、すいません。かなり細かいところをお伺いされているので、もう1回ちょっと補助者のほうの助言いただいでよろしいですか。

○松井 努委員長 はい。時計とめてください。どうぞ。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 全てそれが同じですというふうな記憶はなくて、前提が間違っているのではないのでしょうか。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 前提は同じアンケートです。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 前提が同じというのは、項目が同じということであって、回答が、報告書が全部同じというふうな意味合いではないんじゃないかというふうにお答えしたんですが。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 じゃあ、わかりました。この……。わかりました。

ちょっとここはもう深掘りできなさそうなので、先ほどの4ページの(8)番のところです。このアンケートを集計して、先ほど来の説明ですと、会派の皆さんでアンケート報告書をもとに話し合ったということですが、このときも例外ではないという理解でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 何年でしょうか。

○越川雅史副委員長 平成24年12月です。

○松井 努委員長 会派で話し合ったかどうかってことですか。

〔小泉文人証人「よろしいですか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 どうぞ、小泉証人。

○小泉文人証人 これについては、私、鈴木啓一前議員とはお話をしました。青山議員については、やられないということでしたので、結果として話したのかということについては、話しておりません。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 では、青山議員の分の印刷はなかったという理解でよろしいんですか、1枚も。

○松井 努委員長 小泉証人。(時間終了の合図)

例外です。答えてください。

○小泉文人証人 助言を求めてもいいですか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

○小泉文人証人 ちょっと待っていただいていいですか。

○松井 努委員長 はい。

小泉証人。

○小泉文人証人 今現時点でちょっとわかりません。

○松井 努委員長 次に、創生市川、加藤委員。

○加藤武央委員 創生市川の加藤でございます。2回目に入りますが、今、委員長の共通尋問に関しましては、24年から以降のことだったので、私は23年度に戻って、まず1ページ目ですね。1ページ目の「切手は本当に使用されたのか」という項目ですが、平成23年度に実施されたアンケートに関してお尋ねしますね、小泉さんね。切手の請求は誰がしたのかお伺いします。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 切手の請求は誰がしたのかということについては、先ほどお答えしたとおりになってくるかと思えますけれども、基本的には平成23年については社民・市民ネットという会派におりましたので、社民・市民ネットで請求を上げさせていただきました。先ほどもお話をさせていただきましたが、代表と会計責任者には、こういうことをやるということを本当に可能なかどうかということ、まず事務方に確認した上で、お2人にも当然許可をとらせていただきました。その上で、今回の通告を受けて支出伝票等を確認させていただきましたけれども、やはり代表と会計責任者という方の印が押されております。それがわからなかったと言われているのに対して、私はちょっとよくわかりませんが、基本的には会派の請求でということになります。

○松井 努委員長 加藤委員。

○加藤武央委員 ありがとうございます。では、2点目に入りますが、2ページ目ですね。2ページ目の一番下ですが、それでは、印刷の請求は誰がしたのかをお聞かせください。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 ここについても繰り返しになりますが、各請求については、印刷についても、当時どういうふうにするか、しかも、私が入って初めての年で、そういうことが可能なかどうかということ、アンケート等のやり方等についても一から庶務課のほうに確認をしながら、1つずつ段階を経てきちっと当時の庶務課

長とともに、当時の会派代表であるかつまた議員のところと湯浅議員のところにはお伺いをして許可を得たというふうに思っています。

また、先ほど途中になりましたけれども、百条委員会が立ち上がるたしか3日前だったと思いますが、新たに私以外にも、当時、鈴木啓一前議員からも、図書室で、湯浅議員、かつまた議員がお話は当時あったよねということを、百条委員会が立ち上がる3日前に、私はお伺いをしました。すなわち、印が押されてるということにも、繰り返しになりますが、会派が請求をしたんだというふうに思います。

○松井 努委員長 加藤委員。

○加藤武央委員 それじゃ、最後の3点目をお願いしますが、平成23年度から平成25年度を通じての質問をします。本件の調査事項について、アンケートを郵送する手段として切手添付以外の方法があることは考えなかったのか。わかりますか。今、ちょっと長かったか。理解しましたか。23年から25年。（「全て」と呼ぶ者あり）ですね。切手の添付以外に郵送する方法は考えられなかったのかを伺います。

○松井 努委員長 切手の貼付ですね、添付じゃなくて。添付と今言いましたけど、切手の貼付で。添付ですか。貼付でしょう。貼付ですね。

○加藤武央委員 貼付ですね。張る以外の方法が。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 この切手を張る以外の方法というような御質問かと思えます。この切手を張るという方法について、当時、アンケートをやる際にきちっと、どのようにやったらいいかということを経営課長と相談をしながら始めていきました。最初からやぶから棒に、私たちはこのやり方でこうやるから、これを支出として認めてくださいというやり方ではなくて、一步一步プロセスを踏んで、この形になったんだと思えます。そして、切手を張らないでやる方法があったのではないかというような御指摘等もいただきました。ただし、私たちが行ってるのは、郵送ではなくてアンケートの返信であるということを、まず皆様方に理解をしていただきたいと思います。郵送であれば、例えば段ボールに入れて本局に持ってって、枚数やバーコード等が張ってあれば割引というような手だてがあったのかもしれませんが、私たちは返信で使っていたために、切手ということがまず1つあります。そしてもう1つは、後納という方法だった。ちょっと言い方が、記憶が定かでもありませんが、本局等に多分登録をすると、戻ってきた枚数だけを支払うというような仕組みがどうやらあります。私も当時、課長と同時にその

方法を調べて、そういう方法はいかがだろうかというふうに話しも当然出たんですが、80円の返信をするのに当たって、金額はすごくアバウトですが、たしか当時なんで80円。それが82円とか、3円とか、ちょっとその辺は、高くなるというお話でした。なおかつ、かえって返信があったときに、誰かがいてお金を払わなければ受け取れないというところがすごくデメリットで、であるのであれば頑張って張っていこうというような決断になりました。ですから、そのほかの方法ということについては、まず送りではないので、段ボールで郵便局に持っていくというような、まとめての一括という支払い方法ではなくて、まず返ってくる方法に着目をして考えたんですけれども、やはり受け取りに、私の家も共働きで日中いないことが非常に多いので、どういうふうにするかということで切手を張ってというふうになりました。

○松井 努委員長 加藤委員。

〔加藤武央委員「終わります」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 次に、民主・連合・社民、石原委員。

○石原よしのり委員 それでは、聞かせていただきます。

通告に載っとなかないとなかなか答えていただけないってということで、通告のまず8ページの26ってということで、私が聞いた分です。今回のアンケート、回答率が異様に高いということをお指摘したい。そして、特に24年度に行った4回のアンケートは、それぞれ98%、91.6、96.8、94.1となっています。どうしたらこれほど高い回答率、回収率が得られるのか。まずこれについてお答えいただけますでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 今のことについては、お手伝いをさせていただいた方々、先ほどもお話をさせていただきましたが、団体や法人等、その知人等の方々が皆さん本当に頑張ってくれて、時には嫌だったのかなと思うことも今考えればありますが、ぶら下がって返信してほしい、もしくは持ってきてほしいということをお願いしたので高かったのだと記憶をしています。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 再質問になりますけど、御協力者が配布をするのが効率よくたくさんできたっていうのはわかるんですけれども、返ってくるのは、返信用の封筒が入ったものですね。長はがきですね。これをお配りして、後から送ってもらうというか、ポスト投函ですね。これで今の理屈だと、ちょっとなかなか考えにくいんで、その辺をもう1回お願いできますか。

○松井 努委員長 要するに、高い回答率はどうしてなのかっていうことですね。  
小泉証人。

○小泉文人証人 よろしいですか。今、かなり個人的な意見がずっと入っていて、何とかの封筒がとか、そもそも封筒でもありませんし、(石原よしのり委員、「いや、長はがき」と呼ぶ)今、私が話してますので。封筒でもないですし、繰り返しになりますけれども、個別具体的にしっかりと質問していただければ、できる限り誠意を持ってお答えをさせていただきたいなと思います。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 封筒じゃなくて長はがきでいいです。長はがきを出していただいて、そして返信先もいろんところがあって、いろいろな方が、鈴木さんなら鈴木さん、青山さんなら青山さんという方がやっている中で、今のような御回答なんだろうかとということです。

○松井 努委員長 小泉証人。高い回答率はどうして実現したのかという質問の趣旨だと思いますが、小泉証人。

○小泉文人証人 よろしいですか。その質問は重複かと思いますが、なおかつ、先ほど御説明したとおりかと思いますが。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 わかりました。それでは、再質問ということで、25年度に入ると、この議会改革をテーマにした同様のアンケートを行っているわけですが、テーマも一緒ですね。25年5月実施のアンケートで52%、25年11月実施のアンケートで59%に下がっています。これは、じゃどうしたわけなんだろう。

○松井 努委員長 それは何ページですか。

○石原よしのり委員 25年度の……。

○松井 努委員長 ページ数。

○石原よしのり委員 ページ数ね。8ページの26番。

○松井 努委員長 8ページの24ですか。8ページの24年5月ですか。

○石原よしのり委員 12ページの、25年度に行きましたから、25年度の16番ですね。

○松井 努委員長 16番ね。

○石原よしのり委員 もうちょっと言うと、26年度の1月に行ったアンケート、ちゃんと93%の回答率なんですけども、その間に入っている5月、11月は52%、59%です。今のやり方だったら同じようになきゃいけないんじゃないでしょうか。

○松井 努委員長 要するに、確認いたしますが、回答率のパーセンテージの差

異がどうして起こったのかという質問の内容でいいですか。

○石原よしのり委員 高いのが私は不自然だと思ったから、低いのもありますねということで、その差は何ですかと聞きました。

○松井 努委員長 その差異ですね。

小泉証人。

○小泉文人証人 まず、大変恐縮なんですけども、多分私だけでなく、この辺の委員の方でもそうじゃないかなと思うんですけど、ごもごも音がこもってしまっていて、そもそも石原委員がお話ししてるものがきちっと聞き取れないという、申しわけないんですけど、それは私のせいじゃないと思いますので、はっきりともう1度お願いします。

○松井 努委員長 時計とめてください。

○石原よしのり委員 25年度のアンケートも3回やっています。回答率が確かに最後の26年1月に行ったアンケートは93%です。ところが、その前の2回、95年の5月と11月のアンケート、それぞれ回答率が52%と59%に下がっています。高いアンケートができると言いながら、こういう低いのも入っています。ですから、さっきの高いのはどうなのか。そしてこのばらつきが出るのはどうなのかとお伺いします。

○松井 努委員長 小泉証人、答えられますか。お願いします。

[時計再開]

○小泉文人証人 通告に入ってるものですか。

○松井 努委員長 通告、入ってますね。16番、12ページの……。時計とめてください。

12ページの16番、回答率が常に90%以上だが、どのようなやり方で高い回答率が得られるかというようなことですので、高い回答率を得るためには、どのような工夫をなされたのかということによろしいですか。答えられる範囲でお願いいたします。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 今、委員長からお話しいただいたように、通告いただいている高いアンケートについては先ほどお答えしたとおりになります。重複かと思えます。そのほかについて通告外のお話が……（発言する者あり）私が話していますので、まだお待ちください。ほかのことについては通告外ということになりますので、委員長のほうの取り計らいになるかと思えます。



○石原よしのり委員　そこは削除願います。

○松井 努委員長　削除でよろしいですか。それじゃ、削除してください。取り消しさしてください。

ただいまそういう申し出がありました。発言を取り消すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長　異議なしと認めます。では、そのようにしてください。

それでは、石原委員。

〔時計再開〕

○石原よしのり委員　先ほどの質問の続きで、一部残っているということですが、それを提出はできるんでしょうか。

○松井 努委員長　小泉証人。

○小泉文人証人　通告外かと思うんですが。

○石原よしのり委員　24番には書いてあります。

○松井 努委員長　ここに、8ページの24番にですね。時計とめてください。

そのデータは残っていると思うが、提出はできますかというふうに通告しておりますので、答えられれば教えてください。

小泉証人。

○小泉文人証人　一旦、補助者の助言を受けたいんですが。

○松井 努委員長　はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人　提出できるかどうか、検討させていただきたいと思います。

○松井 努委員長　石原委員。

○石原よしのり委員　複数のアンケート調査で、主な意見というところは全く一緒というのが続いていました。これは24年5月、24年12月、25年2月、25年3月、8項目の主な意見っていうのが並んでいるんですが、これが一言一句、8項目ごと全て一緒というふうになってはいますが、これはどういうことなのかお答えいただけますでしょうか。

○松井 努委員長　小泉証人。

○小泉文人証人　大変恐縮なんですけど、先ほども言ったように、スピーカーがそっち向いてるからなのか、ごもごもしてちょっと聞こえないので、まず日付とか、平成何年の何月、平成何年の何月っていうのを、もう1度きちっと言ってい

ただいとお答えさせていただきたいと思います。

○松井 努委員長 時計をとめてください。

マイクを、すいません、スイッチを切ってください。

○石原よしのり委員 平成24年5月、平成24年12月、平成25年2月、平成25年3月、4回のアンケート、連続のアンケートです。これが……。(小泉文人証人「済みません。もう1回言ってもらっていいですか」と呼ぶ)

○松井 努委員長 はい。もう1回言ってください。

○石原よしのり委員 平成24年5月実施アンケート、12月実施アンケート、25年2月実施アンケート、そして25年3月実施のアンケートで、まとめのところの主な意見というところが……(「何ページ」と呼ぶ者あり)僕の質問だったら、8ページの23番。

○松井 努委員長 今、石原委員に確認しますが、8ページの(23)のことについて聞いてるっていうことでよろしいですか。

○石原よしのり委員 そうです。

○松井 努委員長 小泉証人、答えられますか。

[時計再開]

○小泉文人証人 主な意見等が同じだったというような質問かと思われま。基本的に結構同じようなアンケートを繰り返し、繰り返し多くの方々に広くお願いをしていたところなので、御意見ということについては、かなり偏ったところがあります。しかしながら、私がよくなかったなというふうになら、ちょっと今思うのは、小さな御意見等についてもしっかりと酌み上げて記載させていただければ、こういう御質問が出なかったのかなと思います。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 私が言ってるのは、8項目主な意見ということで挙げられているんですね。これが一言一句変わらないということ、もちろん言ってるんですけども、中には、こんなのが必ず同じときに出るだろうかと思う、例えば議会改革のアンケートのはずなのに、例えば道路の渋滞をなくしてほしいって、これは、たまにはこういう意見も出てくるかと思うんですが、4回続けて、これが主な意見として出てきた、こういうところから見ても不自然に思ったので、そこが納得いくような理由が話せますかということ。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 よろしいですか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

○小泉文人証人 多分今のは石原委員の個人的な意見だと思います。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 聞き方を変えますね。4回やったアンケートで、主な意見ということは、1つ以上同じような意見があったと考えて、道路の渋滞をなくしてほしいという意見が多く4回続けてあったんでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 その当時のことですので、今それが毎回毎回あったのかということについては、厳密にお答えするのはかなり厳しいと思いますが、皆様方の議会の質問を見てもわかるように、道路のことというのは意識が非常に高いんじゃないでしょうか。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 時間ないですね。

○松井 努委員長 はい。

○石原よしのり委員 結局、ただ、テーマが議会改革のアンケートだったということをお指摘申し上げます。(時間終了の合図)

○松井 努委員長 終わります。

次は公明党であります、通告がございませんので、次に移ります。

次に、創生市川。

[小泉文人証人「委員長、すいません。ちょっとトイレだけ行かしていただきたくんですけども、3分だけでも、5分だけでも」と呼ぶ]

○松井 努委員長 はい、どうぞ。トイレ休憩で5分休憩いたします。4時25分に再開いたします。

午後4時20分休憩

---

午後4時26分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

次に移ります。

次に、創生市川、加藤委員。

○加藤武央委員 うち結構です。

○松井 努委員長 はい。わかりました。

次は公明党、清風会であります、通告がございませんので、次に移ります。

次に、自由民主党、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、質問させていただきます。

先ほど共通尋問、委員長の質問の中で質問されましたが、回答がはっきりわかりませんでしたので、ちょっと再度質問させていただきます。

定款に記載されていない事業である印刷業務を繰り返し受注していたのはなぜか。

○松井 努委員長 13ページの、13ページ5番ですか。

○佐藤ゆきのり委員 これは、共通尋問の2枚目ですね。2枚目の(2)です。有限会社クアン社に関して、この回答がよくわからなかったもので、先ほど不明でしたので、再度。

○松井 努委員長 佐藤委員に申し上げますが、13の5に同じことが書いてありますが、それと同じことですね。定款に記載されていない事業である印刷業務…。そういうことですね。

○佐藤ゆきのり委員 そうです。これを私、質問したいと思います。

○松井 努委員長 小泉証人。定款に記載されていない事業である印刷業務を受注しているのはなぜかということに……。

〔佐藤ゆきのり委員「繰り返しね」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 繰り返しということをおっしゃっていますが、答えられますでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 先ほどもお話をさせていただいて、ちょっとわかりにくかったということなので、定款に記載されていないということには私はならないというふうに考えています。定款にはイベント企画・制作ということになりまして、その中で印刷業務というのはできるのではないかというような認識で当然います。受注を繰り返し受けてきたのはなぜかというような御質問かと思えますけれども、受注を繰り返し受けてきたということではなくて、今回のアンケートに関しては受注は受けておりませんということを申し上げました。

○松井 努委員長 今回の件は受注を受けていないんですか。

○小泉文人証人 はい。そういうふうに答えました。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、それに関連しまして、平成24年の4月24日付の領収書の管理番号307、それから、平成25年の、これが13ページの4です。(4)に関連して、ほかの委員の方はわかると思いますが、小泉議員にはわかるように再度申し上げます。平成24年4月24日付の領収書の管理番号は307、それから、平成25年5月14日付の領収書の管理番号は421番。先ほどの話ですと、休眠されている

という話ですが、領収書が大分多く発行されています。これ1年間でほぼ115枚です。この中には印刷業務、イベント関係の附帯した印刷業務は入っていたのでしょうか。それとも、ほかの業務のほうが多かったのでしょうか。再度お伺いいたします。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 先ほどと同じ議論になるかと思うんですけども、通告外に当たるのではないのでしょうか。

○松井 努委員長 ただ、委員長といたしましては、ここに書いてあるとおり、クアンさんが発行した領収書の……。ちょっと時計とめてください。

24年4月がNo.307、24年の12月がNo.338、25年の2月が390、この通し番号のことを佐藤委員は言われてるわけですね。

[佐藤ゆきのり委員「そうです」と呼ぶ]

○松井 努委員長 この間に、ほかに領収書を発行して、この領収書の連番で発行してるかどうかについて質問を……。

[佐藤ゆきのり委員「ずっと前がありますので、どんな事業を、イベント関連の印刷も含めて、かなりあると思うんですね、休眠してると言いながらも」と呼ぶ]

○松井 努委員長 ただ、それは、この通し番号が、必ずしもこの間にいろいろ仕事をして領収書を発行したかどうかというようなことにはならないと思うんですけど。

[佐藤ゆきのり委員「領収書は連番管理ですよ」と呼ぶ]

○松井 努委員長 じゃ、すいません。時計は、じゃあ。

小泉議員、答えられますか。その間のあいてる通し番号だとするならば、質問者はその間の間にいろいろ仕事をしてたんじゃないかというふうな質問だと思うんですが。

小泉証人。

○小泉文人証人 一旦、補助者の意見を求めたいんですが。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 まず、委員長のほうに確認をさせていただきたいんですけど、先ほどの佐藤委員の質問の際に、その具体的細かいところは難しいんじゃないかというような委員長のお話がありましたので、まずその辺が整理してもらってか

ら。

○松井 努委員長 ちょっと時計とめてください。

委員長といたしましては、ここに確かに佐藤委員がおっしゃるように連番の通し番号が打ってあるとすれば、通常会社であれば、ずっと連番で打ってきますし、また、書き損が、書損があればバツにしてとってあるとかいろいろな方策を立てると思いますが、休眠会社であるというふうにも言っておりますし、例えばこの通し番号が何のために通し番号がなきゃいけないのかっていう問題も含めて、必ずしもここにずっと通し番号がなきゃいけないというものではないのかなと。もう1つは、逆に……。

〔「そんなことはないです」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それはちょっと私の私見ですよ。思いますけれども、じゃ、逆にこの間に仕事をしたのかしなかったのかというふうなことの質問なんですか。どちらでしょうか。

○佐藤ゆきのり委員 領収書が連番で出てるっていうことは、それだけ収入があるっていうことですよ。例えばその間の領収書の控えがなかったら発行してるから、全部ポケットにお金入れられます。そういうことは領収書の管理ではあり得ないんですよ。連番管理ですから、それだけ事業が営まれているっていう証拠になるわけです、通常は、領収書の管理においては。

○松井 努委員長 通常はね。通常そうですよ。

○佐藤ゆきのり委員 だから、それはかなりの仕事をされてんじゃないかなというところを、僕はその印刷も含めて、イベントの関連の附帯事項の印刷業務も含めて、大分（反訳不能）って言ってましたけども、相当受注量はあるのかな、その辺をちょっと本人からお伺いしたい。

○松井 努委員長 ですから、そういうことであるとするなら、今までの質疑の中で、要は休眠会社であって仕事してないし、確定申告もしてなけりゃ、決算書もないって言うてるわけですから、私が思うには、仕事をしてないというふう……。

〔「現実的じゃないわけですから」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 結局、このクアンさんにやってもらったことについてはそうですけども、だから、聞き方を変えてもらわないと、間が抜けてる間のところの領収書はどこ行っちゃったんだって言うてるような気がするんです、私からしますとね。

○佐藤ゆきのり委員 どんな事業が、どういう事業で、保険以外の事業でどうい

った事業が営まれてるんですか。

○松井 努委員長 例えば、そうしますと、この通し番号の間の抜けてる部分については、どう説明するんですかというふうに聞いてもらったのがわかりやすいんじゃないですか。そうでしょう。それでよろしいですか。

○佐藤ゆきのり委員 はい。

○松井 努委員長 じゃ、小泉証人、今私が言いましたように、その辺のところではどういうふうな判断を……、答弁をお願いいたします。説明してください。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 その辺のところっていうのは何ですか。

○松井 努委員長 要するに、要は、この連番の通し番号があるのに間が抜けてますね。抜けてることについては、どのような説明をされますか。

○小泉文人証人 補助者の意見を求めてよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 お答えさしていただきたいと思います。質問に対して端的に、明確に答えなさいというふうにいるような項目等で決まってるようなので、できる限り短く答えようかなとかって思うところがありました。ですから、少しぐちゃぐちゃになってるかと思ってますが、基本的にはアンケートの印刷に関しての受注というのは、クアンのほうでは行っておりません。印刷会社さんのほうにお願いしておりました。

政務活動費というのは、1年間の予算というのが皆さん決まってるかと思えます。1人8万円で年間に96万円となっていて、年度の最初には予算立てをして議会事務局の庶務課のほうに提出をされてるかと思えます。当初、平成23年に10万5,000円程度でお願いした金額は非常に単価が安かったです。当初、やり方もわからなかったです。私が郵便局に直接買いに行ってしまったみたいなこともありました。切手です、それは、ごめんなさい、今……。

○松井 努委員長 証人、すいません。ちょっと待ってください。時間もありません。ちょっと時計とめてください。

今私が聞いておりますのは、今、通し番号の抜けてる間について、なぜ通し番号がこの連番になってないかという質問なんです。ついては、その間に領収するような仕事があったのか、なかったのか。なぜこの連番の間があいているのかどうかっていうことについて、今私は整理をしてお聞きしておりますので、その

件について教えてください。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 わかりました。

基本的に印刷屋さんには払ってる金額のほうが大きくて、クアンのほうで金額を政務活動費の残額等、支出に合わせるためにクアンの領収書を提出したという体裁をとりました。ですから、番号に意味があったのかというような御質問については、実は全く意味がなくて、今お話しさせていただいてる421だというのは、私が4月21日生まれだからだということです。

○松井 努委員長 ちょっと時計とめてください。

整理いたしますが、そうしますと、先ほど来クアンのことについてずっとお話を聞いてきたわけなんですけど、クアンさんは、この領収書を発行しておりますが、印刷の仕事はしておらず、違う印刷会社のほうに実際は仕事を依頼してたというような考えでよろしいんですか、小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 これ質問ですか。

○松井 努委員長 いや。私のほうは整理をしておりますので、それが一番重要なポイントですので。時計をとめてください。

私が聞いておりますのは、前提が、クアンさんがあくまでも領収書を発行して、全ての委員のほうで、クアンさんがこのいろいろな印刷物について印刷をして、受注をして、そしてお金を支払ってるというふうな形になっておりますので、私を含めて委員のほうで、クアンが仕事をしたというふうにみんな理解してると思うんですが、今、小泉証人の話を聞いておりますと、クアンという会社は、実際問題は、領収書は発行してるけれども、仕事はしていないというようなふうに聞こえたんですが、それでよろしいかどうかを確認しております。

○小泉文人証人 補助者と話をしていますか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 今、委員長のほうで整理されてるというような件については、当初、質問の中でできる限り答えようというふうに意思は当然ありましたし、しようと思ったんですけども、委員長のほうから整理をされてしまったので、それについては外じゃないかというのが一、二回あったかと思われそうですが、そのところでちゃんと説明ができなかったのがぐじゃぐじゃになってしまったんだと思

ます。整理するというのであれば、御説明する場をいただけたらというふうに思います。

○松井 努委員長 それでは、ちょっと時計をとめてください。

今、佐藤委員の質問だけではなくて、委員長として整理をする意味で小泉証人に聞きましたので、議事録には残していただきたいんですが、大変大事なところだと思いますので、クアンさんが仕事を受けたのか、受注をしたのか、あるいは第三者の印刷会社に印刷は実際頼んだのか、その辺のことにつきましては、証人のほう、小泉証人のほうから答えていただきたいと思います。

○小泉文人証人 少しだけちょっと補助者とお話をして……。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

時計はそのままにしてください。

小泉証人。

○小泉文人証人 まず、私と鈴木前議員が行ったアンケートについては、クアンは領収書を提出するという体裁をとっただけであって、印刷については行っておりません。受注を受けていないということです。それについては、政務活動費自体が年間に決められた金額で皆様方も請求し、支出をしてるかと思えます。そこについて、当初私たちが払った金額、印刷費のほうが高いので、そこを残額を調整するためにクアンの領収書を提出して体裁を整えたということになります。

○松井 努委員長 ということは、印刷会社は別にいるという考え方でよろしいですか。実際に印刷を請け負った会社はほかにあるということでもよろしいですか。

○小泉文人証人 相談してよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

○小泉文人証人 ほかだということになります。

○松井 努委員長 ほかだということですね。

それでは、時計を再開していただきまして、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤ゆきのり委員 僕も不可解な感じを受けましたけど、じゃあ、その領収書を変更するためだけにあった会社ということで理解してよろしいですね。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 領収書を変更したというのは、ちょっと言葉が違うかと思うんですけども、政務活動費における残額を見ながら実費を払うのをまぜて領収書をクアンののを発行し、体裁を整えたということになります。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 仕事を依頼すればお金払いますから、領収書が出ます。その領収書が政務活動費の残額に合わないから、それでクアンの領収書を作成して証票につけたということですから、領収書をつくるためだけの休眠ユーザーの領収書を使ったということになると思います。それで、次に行きます。私はそのように理解しました。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 次に行きますが、この平成24年12月15日から平成25年の1月15日までに実施したとされるアンケートについてお伺いいたします。12月からね。

○松井 努委員長 何ページですか。

○佐藤ゆきのり委員 これね、5ページの(12)番。その中のケの項目についてちょっとお伺いします。

これ、ケもそうですし、イのほうもそうです。総数9,000枚のアンケートを配布したということで、配布先が市川北が3,000枚、行徳地区で6,000枚となっております。それでその中の、9,000枚のうち市川北の3,000枚と行徳の3,000枚が小泉議員が配布した。それから、塩浜地区の鈴木啓一さんが3,000枚配布したと。先ほどの回答でそのようにお話しされてましたけど、それで間違いありませんか。お伺いする。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 それは通告外と思います。

[佐藤ゆきのり委員「通告してます」と呼ぶ]

○松井 努委員長 それ答えだね。

[佐藤ゆきのり委員「答えてますか」と呼ぶ]

○松井 努委員長 ちょっととめてください。

それは今、佐藤委員が聞いたことは、先ほどお答えしたことですよね、小泉証人が。

○佐藤ゆきのり委員 配布エリアは言ってないですけども。

○松井 努委員長 小泉証人が6,000枚で鈴木前議員が3,000枚ということは答えてますよね。

○佐藤ゆきのり委員 答えてますけど、私の質問は、配布エリアが、その9,000枚の配布エリアが市川北が3,000枚、それから行徳地区が6,000枚になってんですよ、配布エリアが。けども、小泉議員が6,000枚受け持ったっていうことは、当然市川北だけじゃなくて行徳のエリアも小泉議員が3,000枚請け負ったということですね。

○松井 努委員長 担当したかということですね。

○佐藤ゆきのり委員 なぜそういった青山議員を除いて、そういった配布の仕方がとられたのか。その辺ちょっとお伺いしたい。関連ですね。

○松井 努委員長 それは小泉証人、答えられますか。

○小泉文人証人 質問には出てるんでしょうか。

○松井 努委員長 先ほど確かに小泉証人も、青山議員はこれにはタッチをしてないと、小泉証人が6,000枚を担当したというふうに私の耳には聞こえたんですけども、なぜ青山証人はそれを担当しなかったのかというような質問でよろしいですね。その辺はどういうふうな答えになりますか。

証人。

○小泉文人証人 補助者とお話をさせていただきたいんですが。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 今の御質問については、まず、北部で3,000、行徳のほうの南部で6,000だと。私小泉が北部と行徳のエリアで3,000ずつを配ったのかという御質問と、あと、青山さんみたいなことがありましたけど、それは今、委員長のほうから要約してそのように質問になっていると思いますので、まず北部と行徳については、私が北部3,000、行徳3,000ということになります。

○松井 努委員長 よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それじゃ、最後に、5ページの(12)のケについて、ちょっと再度お伺いいたします。これはアンケート結果、これは12月の15日から1月15日まで実施をされたとするアンケートについてですが、会派内で調査報告書ができてから話し合ったことはありますでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度日付だけ、最後確認をしたいんですけど、お願いします。

○松井 努委員長 時計とめてください。

○佐藤ゆきのり委員 もう1回行きますね。平成24年12月15日から25年の1月15日までに実施されたとするアンケート結果について、これは八千数百枚戻ってきてるといふことなんですけど、これ、調査報告書は小泉議員がつくられたということなんですけども、その報告書ができてから会派内で、この3名の会派内でお話し

合いが持たれたかどうか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○松井 努委員長 小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 代表の鈴木啓一前議員とお話をしました。(時間終了の合図)

○松井 努委員長 次に、日本共産党。

〔「その前に延長しないと」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ちょっとお待ちください。議事の都合上、時間を、目安では5時ということでしたが、議事の都合上、延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 異議なしと認めます。じゃ、そのようにいたします。

小泉証人。

○小泉文人証人 一応5時までということで、私お呼びをいただいているようなんですが。

○松井 努委員長 ただ、そうなりますと、この続きを他日というふうになりますし、一応この運営要綱の中に、証人の関係につきまして……。

○小泉文人証人 もうやらないとかっていうのであれば、きょう延長したほうが、当然皆さんの時間の関係上いいかと思えますけれども。

○松井 努委員長 それはちょっと確約できませんけれども。

○小泉文人証人 であれば、5時というふうにお伺いしていますので。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。

〔「休憩したの」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 いや、まだ休憩しておりません。ちょっと待ってください。

じゃ、暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

---

午後4時52分開会

○松井 努委員長 再開いたします。

証人の尋問についてのことで、皆さんのほうにも運営要領を配ってありますけれども、⑤のところ、尋問の時間は、1回につき概ね4時間を目安とする。ただし、必要と認めた場合は委員会の議決により延長できるものとするがあります。つきましては、小泉証人の件につきましては、今回につきましては、今回の証人尋問については、できればきょう終わりにしたいというふうに思っておりますの

で、証人におかれましては、大変きついと思いますけれども、御協力を願えればと思います。いかがでしょうか。

○小泉文人証人 もう1度繰り返になりますけれども、当初、5時ぐらいを目安に終了していきたいというお話をいただきました。そのお話を聞いた際に、まず、百条委員会の手引き、ハンドブックの中には、おおむね1時間から2時間程度というような記載が私の記憶ではあったかと思えます。また、今お話があったように、4時間というお話に関しては、かなり昔の件になりますけれども、田中角栄氏のロッキードの事件で、参議院のほうで4時間やったことがあるということだけで、ここで4時間以上の審議を急に申し出て成立するのかというのにはいささか疑問を感じております。

○松井 努委員長 ただ、あと、時間でいえば共産党、無所属の会、維新の会の質問者は3名でございますので……。

金子委員。

○金子貞作委員 私どもも大体5時ぐらいをめどに終わるというふうに思っていましたし、予定もある人もいますと思うんですね。あと3人いますので、きょう延長して、先ほどの休憩とかかなり入ってますので、できれば後日改めて、またやられたほうが、本人のためにもいいのではないかというふうに思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松井 努委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 今の金子委員の意見に賛成いたします。

○松井 努委員長 それでは……。

三浦委員。

○三浦一成委員 私も意見を述べさせていただきます。本日もともと5時ぐらいの予定で、ただ、小泉証人も相当昔の記憶をたどりながら証言をしていただいたと思いますので、そこに関しては、まず諮っていただきたいというところと、ただ、日を改める結果になりますし、この件に関しては市民の皆様も非常に関心の高い事項となっております。なので、できる限り早い証人喚問の日時を設定をしていただくように重ねてお願いを申し上げさせていただきます。

以上です。

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時58分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

今いろいろな意見を集約させていただきまして、時間内になるべく御協力をいただきまして、きょうじゅうに小泉証人の喚問を終わらせたいと思いますので、時間の議事の進行上、延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 異議なしと認めます。

次に、日本共産党、高坂委員。

○高坂 進委員 それじゃ、10ページの(3)、このままいきますと平成25年12月25日報告のアンケートと平成25年6月25日報告のアンケートの必要性、これはいいですから、と、また、20年3月20日と……。

○松井 努委員長 もう少しゆっくり言っていただけますか。もう少しゆっくりお願いいたします。

○高坂 進委員 はい。平成25年12月25日報告のアンケート、それから6月25日のアンケート、それから2013年3月20日のアンケート、それから4月15日のアンケート、この前の2つと後ろの2つ、これは多分回答率が相当違うので、このアンケートのやり方を多分変えたんだらうと私は理解したんですが、どういうふうに変えて、それはどういう理由だったのか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 繰り返しになりますけども、質問については、個別具体的にまずお願いしたいということと、今のちょっと質問の中で全て書き切れませんでした。平成二十何年という日を使いながら、最後のほうでは2013年3月にやららみたいなふうにグレゴリー暦とかが全部まじっていて、かなり聞き取りにくいので、個別具体的に質問していただけたらお話になれるかと思っておりますので、お願いいたします。

○松井 努委員長 それでは、1つ1つゆっくり言っていただいたほうがいいと思います。高坂委員。

○高坂 進委員 25年の12月25日のアンケート、それから6月25日のアンケート、これは回答率が50数%になってます。もう1つ、平成25年の3月のアンケート、それから4月のアンケート、これは回答率が95%以上になってると思います。こういうふうに回答率が全然違うので、アンケートのやり方をきつと変えたんだらうなど私は思ったんですけども、そのやり方を変えたとしたら、どういうふうに変えて、その理由は何だったのですかっていうことです。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 平成25年の、済みません、合わせたいですが、5月に期間がかかっているものでしょうか。と、11月に開催期間がかかっているものでしょうか。よろしいですか、まずは。

[高坂 進委員「はい」と呼ぶ]

○小泉文人証人 そこと、あと平成二十、もうあと2つ、3月、4月というのがありましたけど、何年のやつですか。24年のやつですか。

[高坂 進委員「25年でしょう。2013年ということは25年の3月と4月」と呼ぶ]

○松井 努委員長 25年だね。25年ですね。

○小泉文人証人 まず、先ほどもお話ししましたが平成と西暦がまじって質問されるという経験がないものですから、そこをまずちょっと調整しながらお伺いいただけたら、本当に答えやすいなと思います。

アンケートの結果等については、繰り返しになりますけども、私の手元に今ありません。記憶の中をたどっていくと、調査報告書、もしくは調査報告集計結果等々に記載されているとおりにかと思えます。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 回答率は書かれてあるとおりにだというのは、もちろんわかって話をしてるんで、これだけ回答率が違う、その理由は何ですかっていうことを聞いてるんです。古い記憶を呼び出すということではない。数字とか何とかを聞いてるわけではありませんので、その理由は何で、どうしてこうなったんですか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 これについては、その数字を今口頭で、耳で聞いて皆様方に記憶をよみがえらせてお話ししなければいけないので、ちょっと難しい部分がありますが、23年からアンケートのほう開始していて、やはりその浮き沈みというのは本当にありました。時に部数によって配布するのにきつかったなという記憶も中にはございます。

以上です。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 今、何を言ったのかよくわからなかったんですが、私のほうでよくわからなかったんですが、多分やり方をちょっと変えないと、こういう結果が出ないだろうなと私が思ったもんだから、きっとやり方をきつと変えたんでしょう。対象者を変えたのか、何かを変えるかしない限り、こんなに大きな差は出

ないだろうから、その理由は何なのかってこと。すいません。よくわかんなかったんで、もう1回。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 基本的にはやり方というのは変わっておりません。ただし、23年から数回重ねていくうちで、こういうことがあったということは、何となく、うっすら記憶をしています。部数によって配布するのも大変になってきたなというときも当然ありました。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 同じにやってこういうふうな差が出るということは、私とても不思議でしょうがない。それはそれとして、そういうことですねということで、次に行きます。

さっき13ページの(2)の確定申告をされてないと思うが、収入があったのについて、もう1度聞きます。要するに、さっきのお話だと、クアンは受注をしていなかった、実際には。所得もなかった、収入もなかったというふうに理解していいのか。それと、一番最初に委員長が聞いたときに、領収書の問題でいうと、ほかにもあったということをして1度発言してるんですが、それが収入としてあったのかどうなのか、それとも、全く受注をしてなくて、本当に休眠だったのかどうなのか。もう1度お願いします。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 所得はありませんでした。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 所得は全くなかったと、だから申告もする必要はなかったということのようですけれども、さっき政務活動費の金額が決まっているから、そういう体裁をとったんだということをおっしゃいましたけれども、それではちょっと理屈が成り立たないのかなと私は思ってるんです。というのは、例えば一番最後のところで、2月とかそれでそういうことをやるっていうんだったら、まだわかりますけれども、5月とかその前だと、そういうこと関係なくて、高いあれを出したって別に全然構わないし、最終的にはほかの高いのを出したとしたって、これで切られる、これ以上はだめっていうことになるだけで、全然関係ないと思うんですけど、何でこういうことが出てきたのか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者と相談してもいいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 まず、1年間の予算を庶務課のほうに提出をして、請求を多分各会派されてると思います。その中で、とかく24年、平成24年、25年に関しては、鈴木前議員はよく視察にも行かれますし、当初そのぐらいで、そのぐらいでというふうなお話も会派の中でありましたので、別に金額があるから全部使ったというふうに一方的になっていたわけではありません。残額を計算しながらやっておりました。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 私が言ってることに全然答えてないというふうに僕は思いますけれども、だから、関係ないでしょって、高ければ高くで出しても別に構わないでしょう。それよりも、それよりもあれなのは、全く実態のない領収書を使うことのほうが、もっともっと大変大きな問題ですよ。実際の領収書をちゃんと使えばいいだけの話で、それをわざわざこういうことをすることのほうが、うんと大きな問題ですよ。それを何でこういうことをしたのかというのが、私には今の話でいっても全然わかりませんが、そういうふうにしたということなので、ちょっとあれだなと思います。

それから、もう1つ、(3)の市民税の申告をされてない。市民税は所得がなくても事業をやっているとかかります。さっき言ったように、この印刷だけではなくて、ほかにもあったってさっきおっしゃった。そうすると、収入があった。そうすると、市民税は均等割かかります。市に収めるのが当然です。市の税金を使ってやってるんだから、そこが市民税の均等割を払うのが当たり前だというふうに、そういうふうに見えるんですが、何でそうしなかったのか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 まず、高坂委員の意見については議事録削除を求めたいと思います。また、質問については、補助者と相談をさせていただけたらと思います。

○松井 努委員長 ちょっと時計とめてください。

どの部分を削除してもらいたいんですか、高坂委員の。

○小泉文人証人 高坂委員は、質問に入る前に必ず自分の見解等の自分の思いを述べてますので、思いが質問にはならないと思いますので、御自身の思いを、あたかも私がそこにいたかのような残像でお話をされてるケースが多いので、そこに関しては議事録の削除をお願いします。

○松井 努委員長 その前に、ちょっとどうぞ。補助者と話してください。

それでは、小泉証人、答えてください、まず最初に。

[時計再開]

○小泉文人証人 まず、議事録についてはどうなったんでしょうか。

○松井 努委員長 それはその後になります。(時間終了の合図) その後になりますから、どうぞ教えてください。

○小泉文人証人 まず、先ほどからお話をさせていただきましたように、確定申告をしなかったのが納付通知が来なかったということになります。納付通知が来なかったのということになります、今思えば、本当に確定申告をきちっと行っておくべきだったなというふうに私も思います。しかしながら、本当に当時担当していた会計事務所のほうに御相談をしたところ、先ほども同じようなお話をさせていただきましたけれども、休眠状態であればいいんじゃないですかねというのを、私も素人だったので、そのままのみにしてしまったというところがあるかと思われま。

○松井 努委員長 高坂委員におかれましては、ただいま小泉証人のほうからそのような指摘がありましたけれども、発言を取り消すというふうなお考えありますか。

○高坂 進委員 どこを取り消す。

○松井 努委員長 要するに、質問ではなくて自分の主観的なことについて述べたことについて云々ということなんですが、漠然としてるんですが。

○高坂 進委員 どこをっていうふうにちゃんと……。

○松井 努委員長 どこってということですか。

暫時休憩いたします。

午後 5 時11分休憩

---

午後 5 時12分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

次に、無所属の会、越川委員。

○越川雅史副委員長 5 ページ、13番をお願いいたします。平成25年 2 月に実施されたとされるアンケートについて、印刷会社はどこだったのでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 委員長、すいません。これは、まず確認なんですけども、通告にあったんでしょうか。

[越川雅史副委員長「あります」と呼ぶ]

○松井 努委員長 5 ページの……。小泉証人のほうにはその書類がございませ

んが、時計はとめてください。

もう1度質問してください。

○越川雅史副委員長 要は、アンケートをどのように実施したのかということで、要はクアンにアンケートを発注して実施したのかと思っていたんですが、今、クアンじゃないというお話もあって、じゃ、印刷会社はどこだったのですかという質問です。通告の範囲です。

○松井 努委員長 小泉証人、答えられますか。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 重複かと思います。

○松井 努委員長 ただ、先ほど来お話が出ておりましたが、クアン以外のところに印刷を頼んだというふうなことで回答があったような気がするんですが、クアン以外のところのどこに頼んだか。どこに発注して、どこが印刷をしたのかということについては、まだ明らかになっておりませんので、お答え願えれば、そのほうがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉文人証人 まず、補助者と相談をさせていただいた上でというふうにしたいと思います。

○松井 努委員長 どうぞ。時間はとめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 この平成25年2月という御質問になるかと思いますが、この2月については先ほどもお答えしたとおりにかと思っています。

○松井 努委員長 時計をとめてください。

どういうふうに、もう1度、どういうふうにお答えしたことなんでしょうか。印刷会社については答えられましたでしょうか。

○小泉文人証人 先ほど答えたとおりにだと思うんですけど。一応じゃあ補助者ともお話をしてよろしいですか。

○松井 努委員長 どうぞ。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 印刷会社についても、答弁についても、一応事務局のほうに確認していただきたいんですが。

○松井 努委員長 ちょっと時計とめてください。

事務局に確認ですか。

○小泉文人証人 はい。議事録を。

○松井 努委員長 議事録の中で印刷会社がどこだというふうには……。委員長といたしましても、当初の、一番最初の印刷会社は三立工芸というふうに聞いた記憶があるんですが、その後はどこの会社というふうには記録ありますか。ないですね。事務局のほうも、それ以外の印刷会社は承知してないということですが、わかりましたでしょうか、証人。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 それ以外についても三立工芸でお願いしています。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 それでは、同じくこの2月のアンケートです。9,000枚ということなんですが、9,000枚切手張るのは、大体延べ何時間ぐらいかかるものなのでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 アンケートを実施等については、先ほどお話ししたとおりかと思えますけれども、切手を張るのはどれぐらいかというような御質問かと思えますので、もう1度お話をさせていただきたいと思えます。切手については、私と家内が、2人中心となって張らしていただきました。実施期間前には張り終わっていたかと思えますけれども、まず、勘違いをされてるかのように思えますので、お話しさせていただきますと、私の持っていた担当のアンケートということなので、9,000ではないと思えます。そして、大体お話し、私の経験値によりますけれども、話をしたり、テレビを見たりしていても、1時間で200枚程度張れます。随時、早ければ3日半、もしくは1週間等、もちろん土日等が挟まれば、その期間というのは、ずれますけれども、そのようにいつも計算をしたかと記憶がありません。

○松井 努委員長 小泉証人にお伺いしますが、9,000枚全てを小泉証人だけではなくて、ほかの方のほうも張ってるというような形でよろしいのでしょうか。

小泉証人。

○小泉文人証人 申しわけありません。急に25年の2月の切手と一番最初に戻っているんで、ちょっと記憶がかなりあれですけども、1度、補助者と相談させていただいてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計をとめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 もし誤解があるといけませんので、もう1度繰り返しになりますけど、自分の担当してる枚数を基本的にやっているということになります。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 アンケートの集計というのは、大体集計して報告書をつくるまでどの程度の日数を要する、日数というか、延べ作業時間で結構ですが、どのくらいかかるものなのでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 アンケートの集計でよろしいですか。

〔越川雅史副委員長「集計と報告書の作成まで」と呼ぶ〕

○小泉文人証人 報告書の作成まで。アンケートの集計と報告書に関しては、基本的には集計は実施期間からというふうになっておりますが、やはり人の手で行っておりますので、実施期間の後半になれば、できる場所があればやりたいという思いで多少やったかと思えます。そして、先ほどのお話しした繰り返しになりますけれども、報告書については、これも記憶をたどるところですので、あれですが、アンケート報告書、それに記載されている報告日、もしくは集計日とたしか書かれてたと思うんですけど、その日に作成が完了しています。ですから、期間から報告日までの間かなというふうに、大筋はそうなりますが、期間の最終でできればというところは、当然手を入れていたというような記憶もあります。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 では、その切手を張る作業について、先ほどは開始日の前に張り終えてるということで、このアンケートは2月15日から実施されています。2月1日に前のアンケートが終了していて、ここまでは集計と報告書の作成をしていたので、この15日間で切手を張って、議会前でお忙しい中だったんですが、御自宅でお仲間や奥様と切手を張ったということでよろしいですね。

○小泉文人証人 補佐人との相談をしてもいいでしょうか。

○松井 努委員長 補助者の方ですね。はい、どうぞ。時間をとめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 まずは、誘導尋問ではないでしょうか。それと同時に通告外かと思われま。いかがでしょうか。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 誘導尋問ではなくて、では、2月1日で前のアンケートを

終わってて、切手を張ったのが今まで2月15日スタートですからね。誘導尋問っていうのは民訴では主尋問のときで適用されるというような話もあるので、僕はただ、ちょっと純粹に聞いているんで……。

○松井 努委員長 前向いてしゃべってください。

○越川雅史副委員長 ですから、ま、いいや。2月の1日から15日間で議会の開会直前の忙しい時期ではあったんですが、頑張っって切手を張ったということで理解してよろしいですか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度補佐人と相談してもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。補助者ですね。ごめんなさい。時計とめてください。

はい、どうぞ。小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 意見に対する質問であって、答える必要性はないかと思ひます。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 じゃ、次に移ります。7ページ、(17)番をお願いいたします。平成25年3月に実施されたアンケートの集計について伺ひます。

このアンケートは鈴木啓一前議員が実施したけど、小泉さんが集計をされたということです。実施期間終了は4月15日ですが、集計日、報告日が4月15日となっています。これ、先ほどから急いでやったということがあるんですが、15日までアンケートを鈴木前議員が実施をしていて、小泉議員が4月15日に集計していたということで、ここもこの理解で間違っていないですね。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補佐人と相談をしてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 補助者とどうぞ。時計とめてください。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 もう1度お願いしたいんですが、質問の形式がよくわからないんで、もう1度御質問いただけますか。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 このアンケートは4月15日に、小泉議員までに集計を済ませてアンケートの作成を完了しています。これで間違いはないですね。この日付です。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 委員長、これ通告外じゃないでしょうか。

○松井 努委員長 時計をとめてください。

ここに通告してありますのは、アンケート結果の集計は誰がいつどのように行ったのかというふうに具体的に書いてあります。また、調査もどのように実施したのかというふうにも書いてありますので、答えられれば答えていただきたいと思います。

どうぞ、小泉証人。

○小泉文人証人 補助者と相談をしたいんですが。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

小泉証人。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 繰り返しになりますけれども、この問題については、まず、重複であるというふうに認識をしています。その件については先ほどお答えをいたしましたし、もう1つ、私が先ほど来言ってるのは、私はメモしかとることが今許されていない状態です。そこで、記憶の中でお答えをさせていただいてるんですが、議事録というのはしっかり残ります。その中で、4月15日ですよって限定されて、何年も前のことが、答えることは非常に難しいです。ですから、それを誘導尋問だというふうに私は述べさせていただいているんです。

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 すいません。証人、気分悪くされてあれなんですけど、証人が答えやすいように、いつのですよというのを僕は伝えて、答えやすいように思っていて、報告書はこちらにありますから、今まで報告のとおりですという話があったので、実施期間やって、それ終わってから集計してたという話があったので言っていました。ですので、このときは証人も急いでいたということで、ちょっとずさんな集計してたという——ずさんという言葉は使ってないですね。これは訂正します。不適切な部分もあったかもしれない旨の発言されてたので、この実施期間と集計日を可能な限り記憶に基づいて、先ほど御自身の御記憶で急いで作業したから精度が低かったかもしれないというお話があったものですから、誘導しているのではなくて、記憶でわかる範囲で、この日付、そうですね、4月15日は覚えていらっしゃるなかったとしても、このときの集計の状況に——状況というか、そうですね、集計作業について御説明いただけないでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 はい。私もこのように越川副委員長のほうから優しく御質問いただいておりますし、平成21年度の市長選の公開討論以来ですので、(時間終了の合図) しっかり答えたいなと思っているんですけども、やはり今の御質問は、全て言葉がやわらかく誘導尋問になっているかと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○松井 努委員長 コメントしかねますので、次に移ります。

次に、維新の党・花の会、三浦委員。

○三浦一成委員 それでは、質問させていただきます。ページ4 ページの(10)番、平成24年12月15日から平成25年1月15日に実施されたアンケートについてお尋ねをいたします。

まず1点目、先ほど答弁の中で三立工芸さんが印刷を全て受注していたということでお話があったんですけども、通告ではクアンの印刷の打ち合わせは、いつ、どこで、誰が行ったのかという通告をさせていただきました。まずここについて質問させていただいてよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 質問者御承知のとおり通告外かと思えます。

[三浦一成委員「通告しております」と呼ぶ]

○松井 努委員長 もう1度。

○三浦一成委員 ページの4 ページの(10)番です。通告をしているので、通告どおりの今言葉でお話をさせていただきました。お願いします。

○松井 努委員長 小泉証人に申し上げますが、こちらのほうで通告の中にうたってありますので、お答えいただきたいと思えます。

○小泉文人証人 もう4時間半も私、皆様方の前で1人で答えているので、大分疲れてきてますが、ちょっともう大分疲れてきてるので、記憶をたどるのも時間がかかります。もう1回補助者と相談するというか、聞いてもよろしいですか。資料を全く見ることも当然できないし、口頭で相談できるだけです。法律において。

○松井 努委員長 はい。認めます。時計をとめてください。

小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 このような通告があるようだという事ですので、すいませんが、もう1度質問を教えてください。

○松井 努委員長 三浦委員。ゆっくりお願いします。

○三浦一成委員 もう1度お尋ねいたします。平成24年12月15日から平成25年1月15日に実施されたアンケートについて伺わせていただきます。クアンとの印刷の打ち合わせは、いつ、どこで、誰が行ったのでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 クアンとの打ち合わせについて、いつ、どこでというようなお話かと思えますけれども、クアンとの打ち合わせについてはありません。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 それでは、ここについて関連質問させていただきたいと思えます。クアンとの打ち合わせがなかった。しかしながら、政務活動費での支出はクアンからの領収書を添付がされたものが公文書として保管がされていると思うんですけども、では、クアンが印刷を受注していないということであれば、どこの業者が受注をしたのか教えていただけますでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

〔「重複です。三立」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 失礼しました。先ほど証人が答えた三立工芸であるというふうに答えておりますので、重複しておりますので、次に移ってください。

○三浦一成委員 失礼しました。

それでは、三立工芸さんとの打ち合わせ、印刷についての打ち合わせをされていることと思えますが、これは、いつ、どこで、どなたが行ったのでしょうか。

○松井 努委員長 これは、三浦委員に聞きますが、(10)のイのアンケートはがきはクアンの何という担当者かというのに関連してますか。

〔「アとイですよ」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 アとイに関連してますが。

○三浦一成委員 はい。

○松井 努委員長 ところが、クアンは打ち合わせをしてないというふうに証人から出ましたね。ですから、それで一応了解してください。次にどうぞ移ってください。クアンは打ち合わせをしてないって言うので、イについてはアンケートはがきはクアンの何という担当者ですかということですので、クアンは打ち合わせをしてないって言うので、それで了解してください。

○三浦一成委員 わかりました。

それでは、アンケートの配布方法と、これがページの4ページに通告がありますアンケートの配布方法及び返送されたアンケートの集計方法について伺わせて

いただきます。アンケートの集計方法なんですけど、このアンケートは、返信先の住所として3カ所返送先があります。1カ所目が小泉議員の自宅の平田の住所、そして2点目が鈴木啓一元議員の自宅であると思われる塩浜の住所、そして3つ目が青山議員の市川市の湊の住所、3つあります。ここにそれぞれアンケートが返信されていることと思いますが、この集計も小泉議員が全て回って回収をされたんでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 補助者の御意見を求めたいんですが、まず、御丁寧にお話をすごく優しくいただいているんですけども、もう1回質問していただいてよろしいですか。

○松井 努委員長 三浦委員。時計とめてください。

○三浦一成委員 それでは、端的に、もう1度ゆっくりお話をいたします。アンケートの返信先の住所が市川市内3カ所になっています。小泉議員の自宅、そして鈴木啓一前議員の自宅、そして青山議員の自宅、3カ所が返信先として設定されています。この3カ所にアンケートが返信されていると思われまので、小泉議員がほかの2カ所、青山議員、そして鈴木前議員の御自宅にアンケートを回収に行っているんでしょうか、教えていただけますか。

○松井 努委員長 小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 補助者の御意見を求めてもよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。時計とめてください。

はい。小泉証人。

[時計再開]

○小泉文人証人 先ほどからこのアンケート、(反訳不能)アンケートというような答弁にさせていただきたいと思っておりますけれども、9,000枚ということで3,000、3,000、3,000、たしか私の平田、青山議員の湊、もしくは鈴木啓一前議員の塩浜という住所で、それぞれの支出がされているかと思っております。

これについて少しお話をさせていただきたいなと思って、先ほども質問に対して答えが途中だったので、改めて言わせていただければ、この間、実を言いますと政務活動費に対しての支出伝票というものについては、3人で請求を会派としてさしていただきました。しかしながら、もう2期生以上の方は御承知、御存じかと思っておりますけれども、青山議員が、その次の年度には私たちの会派にはおりません。入ってきて、すぐ実は出ていってしまうわけですけれども、その辺での意

見の食い違い等があったり、もしくは、ちょっと記憶がかなり曖昧ですけれども、青山議員のほうで、このアンケートについてはできないかのような旨がありましたので、請求で3人分をしてしまいました。しかしながら、切手等無駄にすることができないと思い、繰り返しになりますけども、私のほうで6,000、鈴木啓一前議員のほうで3,000という支出になります。ちなみにですが、このときは3,000、3,000、3,000なので、切手で言いますと72万になるんですかね。24万円掛け3人ということになります。これは、支出は青山ひろかず議員の24万円の支出をしてしまっている関係で、青山議員はアンケート調査を行っていないため、実費を私がお金をお渡しいたしました。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 すいません。集計方法について伺わせていただいたので、その質問の回答はいかがでしょうか。

○松井 努委員長 ちょっと整理しますね。ちょっと時計とめてください。

今は、三浦委員は、小泉証人が全部集計、全部されて回収もしたのかっていうふうな質問だと思うんですが、小泉証人のほうは、青山議員は参加をしていないと。であるので、要はお金を24万円分の切手を青山議員のほうに返済をしたというような発言がございましたけども、それでよろしいんですか。

〔時計再開〕

○小泉文人証人 委員長、議事録をそこも訂正していただきたいんですが、返済ということではありません。お渡しをしたということです。

○松井 努委員長 お渡しをした。お渡しをした。

○小泉文人証人 返済というのは全く違う。

○松井 努委員長 お渡しをしたっていうことですね。そうすると、時計をちょっととめてください。

三浦委員の今聞いていることと、今お答えとちょっと違うような気がするんですが、三浦委員はそれで回答よろしいですか。もう1度、三浦委員、どうぞ。

○三浦一成委員 じゃあちょっと質問を変えさせていただきます。アンケート、今手元に、以前、小泉議員から……。

○松井 努委員長 時計どうぞ。(時計再開)

○三浦一成委員 提出をされた資料が手元にあります。この平成24年度に行われた平成24年度12月15日から平成25年1月15日に実施されたアンケートの返信先として、鈴木啓一前議員、そして小泉文人議員、青山ひろかず議員、この3名の住所が返信先としてはがきに書かれているんです。なので、青山ひろかず議員が参

加をされてなかったとしても、青山ひろかずさんの御自宅にこのアンケート、届いているんじゃないのかなと思って御質問させていただきました。どうでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 繰り返しになりますが、請求の時点で青山さんもやるというようなお話がありましたけれども、やはり会派内それぞれ、議員それぞれの意見がありますので、最終的には青山さんはやりませんでした。ですから、青山さんのところにそれが届くということはありませんので、御理解のほどお願いいたします。

○三浦一成委員 かしこまりました。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 ありがとうございます。では、資料として提出された、このアンケート用はがきは、鈴木啓一前議員の御自宅が書かれている返信用のはがき、そして、小泉文人議員の御自宅が返信先になっているアンケートはがき、2通のみが、2種類のみが市民の方にアンケートとして配布がされたという理解でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 そこのアンケートについて、かなり枚数が多かったのであれですけども、そうかと記憶をしています。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 わかりました。それでは、恐らく時間的に最後の質問になると思います。資料としてこの湊の住所が書かれているはがきを提出されたという理由は何なんでしょうか、教えていただけますか。

○松井 努委員長 小泉証人。

○小泉文人証人 もう1度お話をしますが、請求を、当時3人で請求してしまいました。しかし、実態として行えなかったのも、私のほうで青山さんの分も、私の返信用はがきを6,000使って行いましたけれども、青山議員の政務活動費分が支出されてしまった後なものですから、そのまま（時間終了の合図）私たちのほうで使用して、その分の実費に関して、青山議員のほうにお金をお渡ししました。

○松井 努委員長 以上で小泉文人証人に対する尋問は終了しました。

小泉文人証人には、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔小泉文人証人、補助者、補助者補佐人 退室〕

○松井 努委員長 委員の皆様におかれましては、そのままお待ちください。

---

○松井 努委員長 申しわけございませんが、まだ案件が残っておりますので、なるべくスピーディーに行いますので、御協力のほど、お願いいたします。

次に、証人出頭要求の議決についてであります。

10月2日の本委員会終了後、事務局を通じて鈴木啓一氏に対し、11月12日及び13日のうち出頭が可能な日にちを確認したところ、両日ともに日程が合わず、11月19日木曜日であれば出頭が可能との回答がありました。11月19日は12月定例会の告示後であります。鈴木啓一氏を証人として、本委員会への出頭を求めたいと思っておりますが、いかがいたしますか。

〔「異議なし」「私は反対です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、御意見を伺いましたところ、反対もおりますので、委員長といたしましては、日程の都合上、11月19日の木曜日の午後2時半から出頭を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者ある〕

○松井 努委員長 それでは、お諮りいたします。委員長の提案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手多数。よって可決されました。

証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査を行うため、来る11月19日、午後2時30分に、鈴木啓一氏を証人として本委員会への出頭を求めたいと思っております。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手多数。よってそのとおり決しました。

---

○松井 努委員長 次に、証人に通知する「証言を求める事項」についてであります。

証人には、議長から本委員会への証人出頭請求書を送付いたしますが、その際、証人に対し、当日どのようなことについて証言を求めるのか、あらかじめ具体的な「証言を求める事項」を通知しておく必要があります。つきましては、小泉文人氏に対する「証言を求める事項」から、小泉氏のみ証言を求める事項を除い

たものを鈴木啓一氏に通知いたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手多数。よってそのとおり決しました。

なお、通知に当たりましては、本委員会の運営要領を、本出頭請求書とともに証人へ配付いたしますので、御了承願います。

---

○松井 努委員長 次に、証人尋問の方法についてであります。

尋問の方法については、小泉文人氏と同様の方法により運営いたしたいと思いますが、尋問時間については、午後2時30分からとなりますので、いかがいたしますか。御意見を伺います。——それでは、尋問方法については、小泉文人氏と同様とし、尋問時間を3時間といたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔「意見はないんでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ちょっとお待ちください。

鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 ちょっとこういった言い方をするのもちょっと失礼かもしれませんが。鈴木啓一元議員に関しては、かなり御高齢でありますし、今回、委員長のほうから3時間というふうにお伺いしましたが、先ほど小泉文人証人がおっしゃった前例があるように、大体正しい証言を得るためにも、1から2時間が妥当ではないかというふうに書いてあります、なので、こちらの百条のハンドブックの先例に。もし必要がありましたら読み上げさせていただきますが、そういった高齢な点から配慮しましても、鈴木啓一氏が何時間までだったら大丈夫なのかということを勘案した上でやられたほうが、人道上よろしいのかと思われませんが、お諮りのほう、よろしく願いいたします。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

石原委員。

○石原よしのり委員 今回の小泉議員の証人喚問にいたしましても、委員長の配慮で割に頻繁に休憩をとった。緊張が高まった場合には休憩をお与えになったという運営をされて、大変よく休憩の時間をお与えになられたんだと思うんで、鈴木前議員についても、3時間ということですけども、健康に合わせて、緊張に合わせて委員長の配慮で運営いただければと思っています。ですから、3時間で私は結構だと思います。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦一成委員 私も今の石原委員のおっしゃることと同様でございます。もし、ただ委員会を運営していくに当たり、鈴木啓一前議員が体調不良等、訴えられた場合は、その都度、休憩を挟んでいくという委員長の裁量にお任せをしたいと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら、委員長の采配に合わせて、特に年齢のことも配慮しまして、休憩時間の長さに関しては委員長の采配にお任せいたしますので、健康面に配慮した上で、よろしく願いいたします。

○松井 努委員長 それでは、今、両論出ましたけれども、人道上のこともございますので、十分に健康にも留意をいたしまして、一応時間は目安として3時間としたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

なお、委員長が行う共通尋問事項は、尋問当日、11月19日の本委員会までに事前に委員の皆様へ配付をし、当日の委員会の証人の入室前に皆様の了承を得たい、このように考えておりますので、御了承願います。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、証人尋問を行う際の一般傍聴の入室及び報道関係者の入室及び報道関係者の入室・取材についてであります。

このことについては、本委員会の運営要領に従い運営することとなりますが、証人より傍聴拒否等の申し出がなされた場合は、本委員会において協議していただくこととなりますので、あらかじめ御承知願います。

~~~~~

○松井 努委員長 それでは、ただいま協議、決定した方法により、来る11月19日木曜日に証人として鈴木啓一氏に出頭を請求し、尋問を行います。

当日は、あくまでも証人に対する尋問でありますので、基本的人権に配慮し、詰問や追及するような発言とならぬよう、委員の皆様におかれましては、良識を持った発言をされるようお願いいたします。

○松井 努委員長 次に、今後の調査についてであります。

青山ひろかず議員及び松永鉄兵議員に対しては証人として出頭を、また、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員に対しては参考人として出席を求める日時について御協議願いたいと思います。

ただいま鈴木啓一氏に対する証人出頭要求を議決いただきましたが、8月17日の本委員会において、青山ひろかず議員及び松永鉄兵議員に対して証人として出頭を、また、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員に対しましては、参考人として出席を求めることが決定いたしております。

委員長といたしましては、出席を求める日時を11月12日木曜日、または13日金曜日で設定し、それぞれに対する尋問及び意見聴取を行いたいと考えておりますが、皆様の御意見を伺いたいと思います。

12、13日の2日間の中で設定したいと思っております。

お諮りいたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 加藤委員。

○加藤武央委員 今、11月12、13は前回の日にちですね。青山議員、松永議員、かつまた議員、湯浅議員ですか、この4人にはもう確認はしてあるんですか。

○松井 努委員長 いや、しておりません。ですから、きょうこの委員会で了解いただかないと、それもできませんので、今からです。

○加藤武央委員 もう1点。この4名に関する質問も通告制なんですか。

○松井 努委員長 そういうことになります。

お諮りいたします。青山ひろかず議員及び松永鉄兵議員に対しては証人として出頭を、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員に対しては参考人として出席を、また、日時については、11月12日木曜日、または13日金曜日で設定いたしたいと思っております。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手多数であります。よってそのとおり決しました。

なお、出頭及び出席可能な日時が決定した場合、後日、委員会を開催し、証人出頭要求及び参考人招致の議決をすることとなります。なお、日程調整の結果によっては、2日間続けての開催となることも考えられますので、あらかじめ御了承願います。

---

○松井 努委員長 次に、青山ひろかず議員及び松永鉄兵議員に証言を求める事

項、また、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員に意見聴取をする事項に関する通告についてであります。

ただいまの4名に対する証言を求める事項、また意見を聴取する事項に関する通告については、本件調査事項のうち、どの部分の調査事項に該当するのかを明確にし、委員会として共通認識を持った上で通告をする必要があると考えます。

つきましては、さきの8月17日の本委員会において2名の証人喚問及び2名の参考人招致を議決した際の会議録を確認いたしました。

まず、松永鉄兵議員の証人喚問であります。当日の委員会では、「松永鉄兵議員につきましては、小泉議員がお使いになったクアンという同じ会社をアンケートの印刷会社にお使いになっている」と石原委員が発言をされておられます。

石原委員におかれましては、このことが本件調査事項のどの部分の解明に資するのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

石原委員。

**○石原よしのり委員** きょうの委員会、証人喚問の中で、クアンが休眠状態だという話がありました。もともとこのクアンを松永鉄兵議員もアンケートの印刷に使っていたということで、何ら関連があるだろうということでしたので、それから言いましても、より一層の疑惑が出てきたような気がいたします。それで、松永鉄兵議員については、このクアンの利用、それをもってアンケートの実施が本当に信憑性があるのかどうかを含めて解明できるのではないかと思いますので、ぜひ証人喚問いたしたいと思っています。

**○松井 努委員長** 次に、青山ひろかず議員の証人喚問であります。当日の委員会では、「青山議員についても、アンケートを同時に共同して行われたというようなことがございます」と石原委員が発言されておられます。

石原委員におかれましては、このことが本件調査事項のどの部分の解明に資するのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

石原委員。

**○石原よしのり委員** また、これもきょうの証人喚問の中で明らかになっているんですけども、青山さんと共同でやったアンケート、実際には青山さんが抜けられたというような話も出てまいりました。その辺の真実を、事実を確認しなければ、恐らく小泉さんの問題についてもなかなか明らかにならない。そして、青山さん御自身がどういう政務活動の■■■■にかかわっていたのか解明できるのではないと思うので、ぜひ青山さんには来ていただくという、小泉さんの解明、そして青山さん御自身の疑惑の解明に資するのではないかと考えております。

○松井 努委員長 次に、湯浅止子議員及びかつまた竜大議員の参考人招致であります。

こちらにつきましては、本件調査事項のうち「平成23年度に会派『社民・市民ネット』に在籍していた小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること」であり、参考人招致を議決した際の会議録においても、「会派代表者、経理責任者が切手の購入に関してどのような流れになっていたのか」、また、「同じ会派での責任、承諾について確認する必要がある」との旨の発言がなされております。

以上の点を踏まえ、通告に際しましては、その内容が、あくまでも本件調査事項に関する事実を解明する趣旨から逸脱することのないよう、委員の皆様には御留意をいただきたいと思っております。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 ちょっと、ただいま石原委員の発言の中で、■■■■と、ちょっと言葉が過ぎる部分があったのかなと思っておりますが、調査ということで、この本件調査に関連するというところで訂正すべきかと思うんですが。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 もし今のように不適切発言がありましたら、そこについては訂正願いますでしょうか。

○松井 努委員長 ただいまの申し出のとおり、不適切発言につきましての取り消しについて許可したいと思います。いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 そのように取り計らいたしたいと思います。

すいません。もう1度確認させてもらいますけれども、青山ひろかず議員と松永鉄兵議員の証言に関することですが、調査事項の何年度の部分についてというところについては指摘ができますでしょうか。

石原委員。

もう1度確認させていただきますが、平成23年度なのか、24年度なのか、25年度なのかということだというふうになると思います。

○石原よしのり委員 青山さんが一緒にやられたのは平成24年の12月実施のアンケートですね。だから、まずこれを挙げさせていただくと。そして……（「25年はない」と呼ぶ者あり）

○松井 努委員長 25年はないでしょう。24年だけか。

○石原よしのり委員 松永鉄兵議員については、クアンをお使いになった平成24年度の5月だっけ、ごめんなさい。ちょっとすいません、今……。〔「もう24年度でいい」と呼ぶ者あり〕24年度のアンケート。

○松井 努委員長 結構です。そのように、今追加がございました。青山さんについては24年度の12月、それから、松永鉄兵さんについては……。

〔「わかりました。12月で、両方24年度」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 24年度っていうことですね。

○石原よしのり委員 24年の4月実施のアンケート。

○松井 努委員長 すいません。ごめんなさい。もう1度、訂正、確認させていただきます。両氏とも24年度分についてということでよろしいと思います。

ただいまの件を踏まえ、委員長といたしましては、10月19日月曜日の午後3時までに通告していただきたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。19日の月曜日の午後3時までに通告をしていただきたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのように決しました。

なお、10月19日までに提出いただく通告については、後ほど調整させていただきますが、次回の本委員会において協議いただくこととなりますので、御了承願います。

また、委員長が行う共通尋問事項についても、次回の本委員会において配付し、協議していただきたいと考えておりますので、あわせて御了承願います。

---

○松井 努委員長 次に、次回の開催についてであります。

委員長といたしましては、次回の開催日を10月22日にしたいと思います。また、時間についても調整をさせていただきたいと思っておりますが、御意見を伺います。

まず、日にちのほうは10月22日木曜日でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 次に、時間についてはいかがでしょうか。

〔「どのぐらい時間かかるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 これ、確認で皆様のほうと打ち合わせさせていただきますから、かかっても2時間以上はかかんないでしょう。できれば1時間ぐらいで終わる。

それでは、次回の開催を10月22日木曜日の午後1時からといたしたいと考えて

いるところではありますが、御了承願います。

---

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を……。

〔「すいません」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 越川委員。

○越川雅史副委員長 ちょっと、本日の証人尋問を終えて、ちょっと資料を追加して提出していただくものが何点かあるのかなと思うんですが、領収書の……。

○松井 努委員長 それは誰に対してですか。

○越川雅史副委員長 証人ですね。

○松井 努委員長 小泉証人に対してですか。

○越川雅史副委員長 はい。領収書の控え、束の控え、今発行状況についていろいろ質問があったので、いろいろ話してましたけど、控えがあるわけですから、その束を見れば話が早いのかなと。発行状況はわかると思いますので、それを提出を求めればいいのかと思います、いかがでしょうか。

○松井 努委員長 ただいま越川委員のほうから、そのようなお話が出ましたが、きょう、一応小泉証人の尋問が終わりましたので、その後について、今後についてどのように諮るのか、どうするかを決めておりませんので、きょうそのことについては決定するのは少しいかなものかと思いますが、委員長といたしましては、また後日、その件については皆さんの御意見を伺ってというふうにしたいと思いますが。

石原委員。

○石原よしのり委員 私の質問の中で、彼が一連のデータというのかな、報告書、同じ形態で同じように御自分でまとめられましたと言ったときに、パソコンに残っていますかと言ったら、残ってますとおっしゃって、提出できますかというのについては、補助者と相談して検討しますという回答だったと思うんですね。これも今じゃなくて結構です。次のときに御検討いただくのかもしれませんが、こういった事実ございましたので、これについても御検討ください。

○松井 努委員長 ですから、一応……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 秋本委員。

○秋本のり子委員 私は先ほどの小泉証人の発言の中で、24万円を現金で青山さんに渡したというのは、とても聞いていて、政務活動費はそういうふうに現金が

行き来する問題ではないと思っています。それで、それだけの金額がもし不要だったならば、切手として換金、戻すとか、まるでそれでは政務活動費が換金性の高い切手を經由して青山さんに渡したというような発言に聞こえます。

○松井 努委員長 わかりました。

○秋本のり子委員 そこをしっかりともう1度、最後にぼっと言われて、次ちょっと調べていただきたいと思います。

○松井 努委員長 わかりました。ですから、一応きょう、また大至急議事録を起こしていただいて、皆さんのお手元にもきょうの議事録の内容についてはお渡ししたいと思っています。そういったことも含めて、次回以降に4人プラスして5人の証人尋問の予定も入っておりますので、とりあえず今の3人からのお話については受けとめておきますので、また、きょうではなくて、今後も証人喚問以外の委員会を何回か開かなきゃならないでしょうし、今後の方向についてもお考えを開陳してもらおうということになりますので、きょうのところは、もう時間もこのような時間になっておりますので、次回以降、今のことにつきましては議事録にとどめておきますので、協議をさせていただくということで、3人の方、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、大変長時間にわたりましてありがとうございます。これをもちまして散会いたします。

午後6時3分散会